

山口県報

平成28年
3月15日
(火曜日)

目次

○条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例……………一

職員の退職管理に関する条例……………二

山口県国民健康保険財政安定化基金条例……………四

消費生活センターの組織及び運営等に関する条例……………五

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例……………六

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例……………七

山口県建築審査会条例の一部を改正する条例……………七

本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例……………七

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………八

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例……………一〇

山口県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例……………一一



行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

山口県条例第一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

山口県知事 村岡 嗣 政

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………三二

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………三三

一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………六五

知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例……………八九

山口県吏員恩給条例の一部を改正する条例……………九〇

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例……………九一

山口県税賦課徴収条例及び山口県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例……………九二

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例……………九三

山口県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例……………一二

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例……………一三

山口県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例……………一三

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………一三

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………一四

指定障害福祉サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………一五

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………一七

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………一七

山口県立都市公園条例の一部を改正する条例……………一八

山口県建築基準条例の一部を改正する条例……………一九

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例……………二〇

山口県立美術館条例の一部を改正する条例……………二一

山口県部制条例の一部を改正する条例……………二二

(趣旨)

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第九条第二項の規定に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（個人番号の利用範囲）

第二条 法第九条第二項の条例で定める事務は、別表の上欄に掲げる機関が行う同表の下欄に掲げる事務及び法別表第二の第二欄に掲げる事務（知事が処理するものに限る。以下同じ。）とする。

2 知事は、法別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第四欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、他の個人番号利用事務実施者から法の規定による当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表（第一条関係）

機 関	事 務
教育委員会	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）によるものを除く。）であつて規則で定めるもの

職員の退職管理に関する条例をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第二号

職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)(第三十八条の二第八項(警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条の三においてみなして適用する場合、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十条の二において読み替えて準用する場合及び同法第五十三条第三項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)(及び第三十八条の六第二項(同法第五十条の二において読み替えて準用する場合及び同法第五十三条第三項において読み替えて適用する場合を含む。)(の規定に基づき、職員、警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官及び地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する地方公務員(以下「特定地方独立行政法人役職員」という。)(の退職管理について必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第二条 法第三十八条の二第一項、第四項及び第五項(これらの規定を警察法第五十六条の三においてみなして適用する場合、地方独立行政法人法第五十条の二において読み替えて準用する場合及び同法第五十三条第三項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)(の規定によるもののほか、再就職者(法第三十八条の二第一項に規定する再就職者をいう。)(のうち、同条第八項の国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等(法第三十八条の二第一項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。)(の役職員(同項に規定する役職員をいう。)(又は同条第八項の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるもの)に対し、契約等事務(同条第一項に規定する契約等事務をいう。)(であつて離職した日の五年前の日より前の職務(当該職に就いていたとき)の職務に限る。)(に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第三条 管理又は監督の地位にある職員又は特定地方独立行政法人役職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員又は特定地方独立行政法人役職員であつた者(退職手当通算予定職員(法第三十八条の二第三項(地方独立行政法人法第五十条の二において読み替えて準用する場合及び同法第五十三条第三項において読み替えて適用する場合を含む。)(に規定する退職手当通算予定職員をいう。)(であつた者であつて引き続き退職手当通算法人(法第三十八条の二第二項(地方独立行政法人法第五十条の二において読み替えて準用する場合及び同法第五十三条第三項において読み替えて適用する場合を含む。)(に規定する退職手当通算法人をいう。)(の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者を除く。)(は、離職後二

年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に対し、氏名その他の人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

山口県国民健康保険財政安定化基金条例をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第三号

山口県国民健康保険財政安定化基金条例

（設置）

第一条 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）附則第六条第一項の規定に基づき、国民健康保険の財政の安定化を図るため、山口県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第五条 知事は、基金に属する現金を預け入れた金融機関又は農水産業協同組合に係る保険事故（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

第四十九条第二項に規定する保険事故又は農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第四十九条第二項に規定する保険事故をいう。）が発生したときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

（その他）

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の運営について必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（処分の制限）

2 基金は、平成三十年三月三十一日までの間は、処分してはならない。

消費生活センターの組織及び運営等に関する条例をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

山 口 県 知 事 村 岡 嗣 政

山口県条例第四号

消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、消費者安全法（平成二十一年法律第五十号。以下「法」という。）第十条の二第一項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに法第八条第一項各号に掲げる事務の実施により得られた情報（以下単に「情報」という。）の安全管理について必要な事項を定めるものとする。

（名称及び住所等の公示）

第二条 知事は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示するものとする。当該事項を変更したときも、同様とする。

- 一 消費生活センターの名称及び住所
- 二 法第十条の三第二項に規定する消費生活相談の事務を行う日及び時間

(職員)

第三条 消費生活センターには、所長その他必要な職員を置くものとする。

(情報の安全管理)

第四条 知事は、情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(山口県消費生活センター条例の廃止)

2 山口県消費生活センター条例(昭和四十五年山口県条例第一号)は、廃止する。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

山 口 県 知 事 村 岡 嗣 政

山口県条例第五号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改め、同条第二項を削る。

第四条第二項中「職務の級」を「職務の等級」に、「ものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、人事委員会が定める」

を「ものとする」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その分類の基準となるべき職務の内容は、等級別基準職務表（別表第六）に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務として人事委員会が定めるものは、それぞれの職務の等級に分類するものとする。

第五条第一項、第二項、第四項、第九項及び第十二項、第八条第一項、第八条の二第二項並びに第十六条の五第二項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第十六条の五第五項中「職務の級が」を「職務の等級が」に、「職務の級等」を「職務の等級等」に改める。

別表第一から別表第五までの規定中「職務の級」を「職務の等級」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第六 等級別基準職務表（第四条関係）

イ 行政職給料表等級別基準職務表

職務の等級	職	務
1 級	1 主任の職務	定型的な業務を行う職務
2 級	1 主任の職務 2 主任主事又は主任技師の職務	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3 級	1 主査の職務 2 困難な業務を分掌する主任の職務	
4 級	相当困難な業務を処理する主査の職務	
5 級	1 本庁の課長の職務	
6 級		

	2 困難な業務を処理する主査の職務
7 級	1 本庁の部次長の職務 2 審議監の職務 3 本庁の困難な業務を所掌する課長の職務
8 級	1 委員会の事務局長の職務 2 本庁の困難な業務を所掌する部次長の職務
9 級	1 本庁の部長の職務 2 委員会の困難な業務を所掌する事務局長の職務

備考

- 1 この表において「本庁」とは、知事の事務部局のうち内部部局をいう。
- 2 この表において「委員会」とは、人事委員会及び労働委員会をいう。
- 3 別表第一の備考の規定により一般職に属する学校職員の給与に関する条例別表第三「教育職給料表」を準用する職員に係る職務の分類の基準となるべき職務の内容については、同条例別表第五ハの表「教育職給料表(一)等級別基準職務表」又は同条例別表第五ニの表「教育職給料表(二)等級別基準職務表」を準用する。

ロ 公安職給料表等級別基準職務表

職務の等級	職	務
1 級	巡査	巡査(巡査長である巡査を除く。)の行う職務

2 級	巡査長である巡査の行う職務
3 級	1 巡査部長の行う職務
	2 相当困難な業務を処理する巡査長である巡査の行う職務
4 級	1 警部補の行う職務
	2 困難な業務を処理する巡査部長の行う職務
	3 困難な業務を処理する巡査長である巡査の行う職務
5 級	1 警部の行う職務
	2 困難な業務を処理する警部補の行う職務
6 級	困難な業務を処理する警部の行う職務
7 級	警視の行う職務
8 級	相当困難な業務を掌理する警視の行う職務
9 級	困難な業務を掌理する警視の行う職務

八 海事職給料表等級別基準職務表

職務の等級	職	務
1 級	1	甲型船舶、乙型船舶又は丙型船舶の航海士、機関士又は通信士の職務

	2 甲型船舶、乙型船舶又は丙型船舶の船員の職務
	1 丙型船舶の船長又は機関長の職務 2 相当高度の知識経験が必要と認められる甲型船舶、乙型船舶又は丙型船舶の航海士、機関士又は通信士の職務 3 高度の知識経験が必要と認められる甲型船舶、乙型船舶又は丙型船舶の船員の職務
2 級	1 甲型船舶又は乙型船舶の船長又は機関長の職務 2 甲型船舶の通信長の職務 3 困難な業務を処理する丙型船舶の船長又は機関長の職務 4 特に高度の知識経験が必要と認められる甲型船舶、乙型船舶又は丙型船舶の航海士、機関士又は通信士の職務 5 高度の知識経験が必要と認められる甲型船舶、乙型船舶又は丙型船舶の船員のうち困難な業務を処理する者の職務
3 級	1 相当困難な業務を処理する甲型船舶又は乙型船舶の船長又は機関長の職務 2 困難な業務を処理する甲型船舶の通信長の職務 3 特に高度の知識経験が必要と認められる甲型船舶又は乙型船舶の航海士、機関士又は通信士のうち困難な業務を処理する者の職務
4 級	1 相当困難な業務を処理する甲型船舶又は乙型船舶の船長又は機関長の職務 2 困難な業務を処理する甲型船舶の通信長の職務 3 特に高度の知識経験が必要と認められる甲型船舶又は乙型船舶の航海士、機関士又は通信士のうち困難な業務を処理する者の職務
5 級	困難な業務を処理する甲型船舶又は乙型船舶の船長又は機関長の職務

6 級	特に困難な業務を処理する甲型船舶又は乙型船舶の船長又は機関長の職務
--------	-----------------------------------

備考

- 1 この表において「甲型船舶」とは、総トン数60トン以上又は旧総トン数（船舶のトン数の測定に関する法律（昭和55年法律第40号）附則第3条第1項本文の規定によるものをいう。以下この表において同じ。）100トン以上の船舶をいう。
- 2 この表において「乙型船舶」とは、総トン数18トン以上60トン未満又は旧総トン数30トン以上100トン未満の船舶をいう。
- 3 この表において「丙型船舶」とは、総トン数5トン以上18トン未満又は旧総トン数5トン以上30トン未満の船舶をいう。

二 研究職給料表等級別基準職務表

職務の等級	職	務
1 級	試験研究機関等において専門的科学的知識を必要とする業務を行う職務	
2 級	1 試験研究機関等の専門学芸員又は専門研究員の職務 2 試験研究機関等の学芸員又は研究員の職務	
3 級	試験研究機関等の相当困難な業務を所掌する専門学芸員又は専門研究員の職務	

4 級	1 試験研究機関の部長の職務
	2 試験研究機関等の困難な業務を所掌する専門学芸員又は専門研究員の職務
5 級	試験研究機関の長の職務

ホ 医療職給料表(一)等級別基準職務表

職務の等級	職	務
1 級	病院、保健所、診療所等に勤務する医師又は歯科医師の職務	
	1	病院の副部長の職務
	2	保健所、診療所等の課長の職務
2 級	3 高度の知識経験が必要と認められる保健所、診療所等の医師又は歯科医師の職務	
	1	病院、保健所、診療所等の長の職務
	2	病院の副院長、主任部長又は部長の職務
3 級	3 困難な業務を所掌する保健所の課長の職務	
	1	規模の大きい病院の長の職務
	2	困難な業務を所掌する病院、保健所、診療所等の長の職務
4 級	3 困難な業務を所掌する病院の副院長、主任部長又は部長の職務	

ヘ 医療職給料表(二)等級別基準職務表

職務の等級	職	務
1 級	栄養士、理学療法士又は作業療法士（以下「栄養士等」という。）の職務	
2 級	相当高度の知識経験が必要と認められる栄養士等の職務	
3 級	病院、児童福祉施設又は身体障害者福祉センター（以下「病院等」という。）の主任又は主任技師の職務	
4 級	病院等の相当困難な業務を処理する主任又は主任技師の職務	
5 級	1 病院の栄養管理部の副部長の職務 2 病院等の困難な業務を処理する主任の職務 3 児童福祉施設又は身体障害者福祉センターの主査の職務	
6 級	1 病院の困難な業務を掌理する栄養管理部の副部長の職務 2 身体障害者福祉センターの主幹の職務	

ト 医療職給料表(三)等級別基準職務表

職務の等級	職	務
1 級	准看護師の職務	
2 級	1 看護師の職務	

	2 相当高度の知識経験が必要と認められる准看護師の職務
3 級	1 主任の職務 2 主任看護師の職務 3 特に高度の知識経験が必要と認められる准看護師の職務
4 級	相当高度の知識経験が必要と認められる主任の職務
5 級	1 主査の職務 2 高度の知識経験が必要と認められる主任の職務
6 級	主幹の職務

(職員 の 分限 に 関する 手続 及び 効果 等 に 関する 条例 の 一部 改正)

第二 条 職員 の 分限 に 関する 手続 及び 効果 等 に 関する 条例 (昭 和 二 十 六 年 山 口 県 条 例 第 四 十 五 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第三 条 中 「 一 」 を 「 い ず れ か 」 に 「 職 務 の 級 」 を 「 職 務 の 等 級 」 に 改 め る 。

(一 般 職 に 属 す る 学 校 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正)

第二 条 一 般 職 に 属 す る 学 校 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 (昭 和 二 十 七 年 山 口 県 条 例 第 六 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第一 条 第一 項 中 「 第 二 十 四 条 第 六 項 」 を 「 第 二 十 四 条 第 五 項 」 に 改 め 、 同 条 第 二 項 を 削 る 。

第五 条 第二 項 中 「 職 務 の 級 」 を 「 職 務 の 等 級 」 に 「 も の と し 、 そ の 分 類 の 基 準 と な る べき 標 準 的 な 職 務 の 内 容 は 、 人 事 委 員 会 が 定 め る 」 を 「 も の と す る 」 に 改 め 、 同 項 に 後 段 と し て 次 の よう に 加 え る 。

この 場 合 に お い て 、 そ の 分 類 の 基 準 と な る べき 職 務 の 内 容 は 、 等 級 別 基 準 職 務 表 (別 表 第 五) に 定 め る と お り と し 、 同 表 に 掲 げ る 職 務 と そ の 複 雑 、 困 難 及 び 責 任 の 度 が 同 程 度 の 職 務 と し て 人 事 委 員 会 が 定 め る も の は 、 そ れ ぞ れ の 職 務 の 等 級 に 分 類 す る も の と す る 。

第七 条 第一 項 、 第二 項 、 第四 項 、 第九 項 及 び 第 十 二 項 、 第 十 条 第一 項 並 び に 第 十 条 の 二 第二 項 中 「 職 務 の 級 」 を 「 職 務 の 等 級 」 に 改 め る 。

第十四条の二及び第十四条の三第一項中「別表第五」を「別表第六」に、「別表第六」を「別表第七」に改める。

第十八条第五項中「職務の級が」を「職務の等級が」に、「職務の等級等」を「職務の等級等」に改める。

第十八条の五第二項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

別表第一から別表第四までの規定中「~~職~~の級」を「~~職~~の等級」に改める。

別表第六中 「萩市立小川小学校 萩市立むつみ小学校 萩市立紫福小学校」及び

「萩市立小川小学校 萩市立むつみ小学校 萩市立紫福小学校」

共同調理場

萩市立むつみ小学校給食共同調理場

を削り、同表を別表第七とする。

別表第五の一級の項を次のように改める。

一級		
共同調理場	中学校	小学校
萩市立むつみ小学校給食共同調理場	萩市立むつみ中学校 岩国市立本郷中学校	下関市立角島小学校 下関市立粟野小学校 萩市立小川小学校 萩市立むつみ小学校 岩国市立本郷小学校 長門市立向津具小学校

別表第五の二級の項中「山口市立嘉年小学校」を削り、

「岩国市立宇佐川小学校 周南市立須磨小学校」

を

「萩市立弥富小学校 岩国市立宇佐川小学校 周南市立須磨小学校 周南市立大津島小学校」

に改め、「阿武町立福賀中

学校」を削り、同表の三級の項中「防府市立野島小学校」を削り、同表の四級の項中「岩国市立柱島中学校」及び

共同調理場 萩市立見島学校給食共同調理場

を削り、同表を別表第六とする。

別表第四の次に次の一表を加える。

別表第五 等級別基準職務表（第五条関係）

イ 行政職給料表等級別基準職務表

職務の等級	職	務
1 級	定型的な業務を行う職務	
2 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	
3 級	1 事務主任の職務 2 主任主事の職務	
4 級	1 事務長の職務 2 事務主査又は主査の職務 3 困難な業務を分掌する事務主任の職務	
5 級	1 相当困難な業務を所掌する事務長の職務 2 相当困難な業務を処理する事務主査又は主査の職務	
6 級	困難な業務を所掌する事務長の職務	

ロ 海事職給料表等級別基準職務表

職務の等級	職	務
1 級	1 甲型船舶、乙型船舶又は丙型船舶の航海士、機関士又は通信士の職務 2 甲型船舶、乙型船舶又は丙型船舶の船員の職務	1 丙型船舶の船長又は機関長の職務 2 相当高度の知識経験が必要と認められる甲型船舶、乙型船舶又は丙型船舶の航海士、機関士又は通信士の職務 3 高度の知識経験が必要と認められる甲型船舶、乙型船舶又は丙型船舶の船員の職務
3 級	1 甲型船舶又は乙型船舶の船長又は機関長の職務 2 甲型船舶の通信長の職務 3 困難な業務を処理する丙型船舶の船長又は機関長の職務 4 特に高度の知識経験が必要と認められる甲型船舶、乙型船舶又は丙型船舶の航海士、機関士又は通信士の職務 5 高度の知識経験が必要と認められる甲型船舶、乙型船舶又は丙型船舶の船員のうち困難な業務を処理する者の職務	1 相当困難な業務を処理する甲型船舶又は乙型船舶の船長又は機関長の職務
4 級	2 困難な業務を処理する甲型船舶の通信長の職務	

	3 特に高度の知識経験が必要と認められる甲型船舶又は乙型船舶の航海士、機関士又は通信士のうち困難な業務を処理する者の職務
5 級	困難な業務を処理する甲型船舶又は乙型船舶の船長又は機関長の職務
6 級	特に困難な業務を処理する甲型船舶又は乙型船舶の船長又は機関長の職務

備考

- 1 この表において「甲型船舶」とは、総トン数60トン以上又は旧総トン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）附則第3条第1項本文の規定によるものをいう。以下この表において同じ。）100トン以上の船舶をいう。
- 2 この表において「乙型船舶」とは、総トン数18トン以上60トン未満又は旧総トン数30トン以上100トン未満の船舶をいう。
- 3 この表において「丙型船舶」とは、総トン数5トン以上18トン未満又は旧総トン数5トン以上30トン未満の船舶をいう。

ハ 教育職給料表(一)等級別基準職務表

職務の等級	職	務
1 級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の助教諭、講師、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	
2 級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭、主任助	

	手又は主任寄宿舎指導員の職務
3 級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務
4 級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の校長の職務

二 教育職給料表(二)等級別基準職務表

職務の等級	職	務
1 級	中学校又は小学校の助教諭、講師又は養護助教諭の職務	
2 級	中学校又は小学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	
3 級	中学校又は小学校の副校長又は教頭の職務	
4 級	中学校又は小学校の校長の職務	

ホ 医療職給料表等級別基準職務表

職務の等級	職	務
1 級	栄養士の職務	
2 級	相当高度の知識経験が必要と認められる栄養士の職務	
3 級	高等学校、中等教育学校、特別支援学校、中学校、小学校又は共同調理場（以下「高等学校等」という。）の栄養主任又は主任栄養士の職務	

	務
4 級	高等学校等の担当困難な業務を処理する栄養士又は主任栄養士の職務
5 級	高等学校等の困難な業務を処理する栄養士の職務

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第四条 次に掲げる条例の規定中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

- 一 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山口県条例第十一号)第一条
 - 二 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和四十六年山口県条例第三十号)第一条
- (職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第五条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山口県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第六条の四第三項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

(一般職の職員等の旅費に関する条例及び一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第六条 次に掲げる条例の規定中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

- 一 一般職の職員等の旅費に関する条例(昭和二十九年山口県条例第六十号)第十三条
 - 二 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十七年山口県条例第一号)第三十五条第一項
- (義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例の一部改正)

第七条 義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例(昭和四十六年山口県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第三条第一項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第八条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第九条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年山口県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

第六条中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第十二条第三号中「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

第十七条中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第十条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第五条第三項を次のように改める。

3 任命権者は、号給別基準職務表(別表)に定める職務の内容を基準として、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員の号給を決定する。この場合において、第一号任期付研究員にあつては二号給以上の号給に、第二号任期付研究員にあつては三号給に決定するときは、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表 号給別基準職務表(第五条関係)

イ 第一号任期付研究員給料表号給別基準職務表

号 級	職	務

1	<p>高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務</p>
2	<p>高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務</p>
3	<p>特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務</p>
4	<p>特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務</p>
5	<p>極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調</p>

	整等を行う職務
6	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において極めて優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務

□ 第二号任期付研究員給料表号級別基準職務表

号 級	職 務
1	博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務
2	博士課程修了後、特別研究員制度（特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。）等により数年にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務
3	博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困

難な研究を独立して行う研究員の職務

(一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部改正)

第十一条 一般職の任期付職員採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第七条第二項を次のように改める。

2 任命権者は、号給別基準職務表(別表)に定める職務の内容を基準として、特定任期付職員の号給を決定する。この場合において、二号給以上の号給に決定するときは、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。附則の次に次の別表を加える。

別表 号給別基準職務表(第七条関係)

号 級	職 務
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務を行う職務
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務を行う職務
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務を行う職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務を行う職務

5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものを行う職務
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものを行う職務
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で特に重要なものを行う職務

(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第十二条 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年山口県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同条第七号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第九号とし、同号の前に次の一号を加える。

八 職員の退職管理の状況

第二条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 職員の人事評価の状況

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村岡嗣政

山口県条例第六号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

第一条 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の8の表二の項の(一)、三の項の(二)及び七の項の(二)中「小学校」の下に「及び義務教育学校の前期課程」を、「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程」を加え、別表第一の11の表一の項の備考中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

(山口県立都市公園条例の一部改正)

第二条 山口県立都市公園条例(昭和四十八年山口県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第二維新百年記念公園の項陸上競技場に関する部分の(一)、同項補助陸上競技場に関する部分の(一)、同項テニス場に関する部分の(一)、同項球技場に関する部分の(一)、同項ラグビー・サッカー場に関する部分の(一)、同項多目的広場に関する部分の(一)、同項スポーツ文化センターに関する部分の(一)、同項弓道場に関する部分の(一)、同表萩ウエルネスパークの項多目的広場に関する部分の(一)及び同項多目的体育館に関する部分の(二)中「小学校」の下に「及び義務教育学校の前期課程」を、「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程」を加える。

(山口県国際総合センター条例の一部改正)

第三条 山口県国際総合センター条例(平成八年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第三の一の項の備考一中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

(山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例の一部改正)

第四条 山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例(平成十七年山口県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一山口県立おのだサッカー交流公園の項サッカー場に関する部分、同項多目的スポーツ広場に関する部分、同表山口県立下関武道館の項大道場に関する部分、同項柔道場及び剣道場に関する部分、同項弓道場に関する部分、同項相撲場に関する部分及び同項トレーニングルームに関する部分中「小学校」の下に「及び義務教育学校の前期課程」を、「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程」を加える。

(山口県フラワーランド条例の一部改正)

第五条 山口県フラワーランド条例(平成十七年山口県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

別表第二の備考一中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

山口県建築審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第七号

山口県建築審査会条例の一部を改正する条例

山口県建築審査会条例（昭和二十五年山口県条例第七十九号）の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（任期）

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合には、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第八号

本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成十九年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第九号

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山口県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の五中「長門市」の下に「、美祢市」を加え、同表第一号の七中「宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市及び各町」を「各市町」に改め、同表中第十二号の六を第十二号の七とし、第十二号の五を第十二号の六とし、第十二号の四を第十二号の五とし、第十二号の三の次に次のように加える。

<p>十二の四 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第九条第一項の許可をすること（規則で定める場合における鳥類の卵の採取等に係るものに限る。）。</p> <p>ロ 法第九条第五項の規定による条件の付加をすること（イに掲げるものに係るものに限る。）。</p> <p>ハ 法第九条第七項の規定による交付をすること（イに掲げるものに係るものに限る。）。</p> <p>ニ 法第九条第八項の交付をすること（イに掲げるものに係るものに限る。）。</p> <p>ホ 法第九条第九項の再交付をすること（ハ及びニに規定する交付に係るものに限る。）。</p>	<p>宇部市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市及び各町</p>
---	---

へ 法第九条第十一項の規定による返納を受けること（八及び二に規定する交付に係るものに限る。）。

ト 法第九条第十三項の規定による報告を受けること（イに掲げるものに係るものに限る。）。

チ 法第十条第一項の規定による命令をすること（規則で定める場合における鳥類の卵の採取等に係るものに限る。）。

リ 法第十条第二項の規定による許可の取消しをすること（イに掲げるものに係るものに限る。）。

ヌ 法第七十五条第一項の規定による報告の徴収をすること（イに規定する許可を受けた者に係るものに限る。）。

ル 法第七十五条第三項の規定による立入検査をすること（イからヌまでに掲げるものに係るものに限る。）。

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、法の施行に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第十八号の十一イ中「第七十二条の十二の六」を「第七十二条の二十二」に改め、同号ロ中「第七十二条の十二の八第三号」を「第七十二条の二十四第三号」に改め、同号ハ中「第七十二条の十三第二項」を「第七十二条の二十九第二項」に改め、同号ニ中「第七十二条の十六第四項」を「第七十二条の三十二第四項」に改め、同号ホ中「第七十二条の十七第二項」を「第七十二条の三十四第二項」に改め、同号ヘ中「第七十二条の十八第三項」を「第七十二条の三十五第三項」に改め、同号ト中「第七十二条の十八の九第三項」を「第七十二条の四十三第三項」に改め、同号チ中「第七十二条の十八の九第四項」を「第七十二条の四十三第四項」に改め、同号リ中「第七十二条の十八の十」を「第七十二条の四十四」に改め、同号ヌ中「第七十三条の十二」を「第七十三条の十（法第八十条において準用する場合を含む。）」に改め、同号中ル及びヲを削り、ワをルとし、カからソまでをヲからタまでとし、同号中「萩市」を「山口市、萩市」に改め、同表第十八号の十二ロを削り、同号ハ中「第四条第四項」を「第四条第七項」に改め、同号ハを同号ロとし、同号ニ中「第四条第五項」を「第四条第八項」に改め、同号中二を八

とし、ホを削り、へを二とし、同号ト中「へ」を「二」に改め、同号中トをホとし、チを削り、同号リ中「へ」を「二」に改め、同号中リをへとし、又を削り、ルをトとし、ヲをチとし、ワをリとし、同号力中「へ及びル」を「二及びト」に改め、同号力を同号又とし、同号ヨ中「へ及びル」を「二及びト」に改め、同号ヨを同号ルとし、同号タ中「へ及びル」を「二及びト」に改め、同号タを同号ヲとし、同号レ中「へ及びル」を「二及びト」に改め、同号レを同号ワとし、同号ソ中「へ」を「二」に改め、同号ソを同号力とし、同号ツ中「へ」を「二」に改め、同号ツを同号ヨとし、同号ネ中「へ」を「二」に改め、同号ネを同号タとし、同号ナ中「ネ」を「タ」に改め、同号ナを同号レとし、同表第十八号の十三八中「（同条第八項）を、及び第七項（これらの規定を同条第九項）に改め、同号二中「第十五条の二第七項」を「第十五条の二第八項」に改め、同表第二十一号中「山口市」の下に「、萩市」を、「柳井市」の下に「、山陽小野田市」を、「周防大島町」の下に「、田布施町」を加え、同表第二十六号の三中「、周防大島町、和木町、上関町、平生町及び阿武町」を、「及び各町」に改め、同表第三十二号の二中「長門市」の下に「、柳井市」を加え、同表第三十五号二を削り、同号ホ中「二」を「八」に改め、同号ホを同号二とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一号の七及び第三十五号の改正規定は、同年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山口県の事務処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の上欄に掲げる事務のうち、この条例の施行の前日に知事がした許可等の処分その他の行為に係るものについては、改正後の条例第二条の規定は、適用しない。

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十号

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

山口県学校職員定数条例（昭和三十一年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「二、一九〇人」を「二、二二九人」に、「五三三人」を「五二六人」に、「二、七二三人」を「二、七五五人」に改め、同

条第二号中「六一人」を「六〇人」に、「六八八人」を「六七人」に改め、同条第三号中「一、二四五人」を「一、二六八人」に、「一、四〇四人」を「一、四二七人」に改め、同条第四号中「三、一二五人」を「三、〇八四人」に、「一八四人」を「一八六人」に、「三、三〇九人」を「三、二七〇人」に改め、同条第五号中「五、一七八人」を「五、一五四人」に、「三九八人」を「三八九人」に、「五、五七六人」を「五、五四三人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

山口県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十一号

山口県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

山口県地方警察職員定数条例（昭和三十二年山口県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一一三人」を「一一四人」に、「八九四人」を「八九八人」に、「九二四人」を「九二九人」に、「九五二人」を「九五七人」に、「三、六三三人」を「三、六三八人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十二号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例(平成二十六年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。
本則中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第十三号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第五条第八項中「二号給」を「一号給」に改める。

第十条の二第一項中「地域手当は、」の下に「山口県の区域に在勤する職員及び」を加え、「基礎とし、」を「基礎とし」に改め、同項に後段として次のように加える。

山口県の区域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が山口県の区域に準ずる地域に所在する公署で人事委員会規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

第十条の二第二項中「合計額に、」の下に「山口県の区域又は前項に規定する人事委員会規則で定める公署に在勤する職員にあつては百分の〇・一五を、同項に規定する人事委員会規則で定める地域に在勤する職員にあつては」を加え、「応じて、」を「応じ」に改める。

第十条の五第一項第一号中「四十一万二千二百円」を「四十一万三千三百円」に改める。

第十二条の二第三項中「特地公署が」の下に「山口県の区域又は」を加える。

第十六条の八第二項第一号中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の九十五」を「百分の百」に改め、同項第二号中「百分の三十五」を「百分の三百七十五」に、「百分の四十五」を「百分の四百七十五」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表(第四条関係)

職員の 区分	職務 の級	給料月額								
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	1	143,400	194,400	231,300	265,600	292,600	323,900	369,100	415,500	467,100
	2	144,500	196,200	232,900	267,700	294,900	326,100	371,700	418,000	470,200
	3	145,700	198,100	234,400	269,500	297,200	328,500	374,200	420,500	473,300
	4	146,800	199,900	236,000	271,600	299,400	330,800	376,800	423,000	476,300
	5	148,000	201,500	237,600	273,600	301,400	333,100	379,000	425,000	479,400
	6	149,100	203,300	239,300	275,500	303,800	335,100	381,500	427,400	482,400
	7	150,200	205,100	240,800	277,700	306,100	337,200	384,000	429,600	485,400
	8	151,300	206,900	242,400	279,800	308,400	339,400	386,500	431,800	488,500
	9	152,500	208,800	244,000	282,000	310,500	341,600	389,100	433,900	491,300
	10	154,000	210,600	245,700	284,000	312,900	343,800	391,700	436,000	494,400
	11	155,300	212,400	247,200	286,000	315,100	346,000	394,200	438,100	497,400
	12	156,600	214,200	248,800	288,100	317,400	348,200	397,000	440,300	500,500
	13	157,900	215,600	250,500	290,100	319,500	350,200	399,400	442,100	503,300
	14	159,400	217,400	251,900	292,200	321,800	352,300	401,800	443,900	505,600
	15	160,900	219,100	253,300	294,300	324,000	354,300	404,200	445,900	508,000
	16	162,600	220,900	254,800	296,400	326,100	356,400	406,600	447,800	510,500
	17	163,900	222,700	256,300	298,500	328,300	358,400	408,500	449,800	512,700
	18	165,400	224,400	258,200	300,500	330,400	360,300	410,500	451,600	514,100
	19	166,900	226,200	260,000	302,700	332,500	362,400	412,400	453,300	515,600
	20	168,500	227,900	261,800	304,700	334,400	364,300	414,300	455,100	517,100
	21	169,900	229,600	263,600	306,800	336,500	366,300	416,200	456,800	518,300
	22	172,700	231,200	265,400	308,800	338,600	368,300	418,000	458,400	519,700
	23	175,300	232,900	267,300	310,900	340,600	370,100	419,800	459,900	521,200
	24	177,900	234,400	269,000	313,100	342,800	372,100	421,800	461,300	522,700
	25	180,600	235,800	271,000	315,000	344,400	374,200	423,600	462,800	523,800
	26	182,300	237,400	272,900	317,100	346,400	376,100	425,100	464,100	524,900
	27	184,000	238,800	274,600	319,100	348,500	378,100	426,700	465,400	526,100
	28	185,700	240,200	276,600	321,300	350,400	380,000	428,300	466,500	527,400
	29	187,300	241,500	278,400	323,300	352,200	381,700	429,900	467,600	528,500

30	189,200	242,800	280,300	325,300	354,100	383,600	431,200	468,300	529,400
31	191,000	244,000	282,300	327,400	355,900	385,300	432,400	469,100	530,300
32	192,800	245,300	284,100	329,500	357,700	387,100	433,700	469,800	531,200
33	194,400	246,600	285,800	331,100	359,600	388,900	435,000	470,500	532,000
34	195,900	247,900	287,700	333,100	361,600	390,200	436,300	471,200	532,900
35	197,500	249,200	289,500	335,200	363,400	391,900	437,500	471,900	533,600
36	199,000	250,400	291,400	337,300	365,000	393,500	438,700	472,800	534,200
37	200,200	251,400	293,100	339,200	366,500	395,000	440,000	473,100	534,900
38	201,500	252,800	294,900	341,300	367,800	396,200	440,800	473,800	535,500
39	202,800	254,400	296,700	343,200	369,200	397,400	441,600	474,600	536,300
40	204,100	255,800	298,500	345,100	370,600	398,500	442,300	475,400	536,900
41	205,500	257,200	300,300	347,000	372,000	399,700	442,900	475,700	537,500
42	206,800	258,700	302,100	348,900	373,000	400,900	443,600	476,300	
43	208,200	260,100	303,700	350,800	374,100	402,100	444,300	476,600	
44	209,600	261,500	305,400	352,700	375,200	403,200	445,100	476,800	
45	210,800	262,800	307,100	354,200	376,100	404,000	445,900	477,000	
46	212,100	264,100	308,800	355,700	377,000	404,700	446,700		
47	213,400	265,500	310,400	357,200	377,900	405,400	447,300		
48	214,700	266,900	312,100	358,700	378,800	406,100	448,100		
49	215,800	268,200	313,400	360,400	379,700	406,800	448,500		
50	216,900	269,300	314,900	361,200	380,500	407,400	449,000		
51	218,000	270,600	316,500	362,400	381,300	407,900	449,500		
52	219,100	271,900	318,100	363,400	382,100	408,300	450,000		
53	220,300	273,000	319,700	364,300	382,900	408,700	450,300		
54	221,300	274,200	321,400	365,400	383,600	409,000	450,700		
55	222,200	275,500	322,800	366,400	384,200	409,300	451,100		
56	223,200	276,900	324,400	367,500	384,900	409,600	451,400		
57	223,900	278,100	325,900	368,400	385,400	410,000	451,700		
58	224,900	279,100	327,100	369,000	386,000	410,300	452,100		
59	225,700	280,200	328,300	369,700	386,700	410,600	452,400		
60	226,800	281,400	329,500	370,400	387,400	410,900	452,700		
61	227,600	282,600	330,400	371,000	387,800	411,200	453,000		
62	228,600	283,500	331,300	371,600	388,500	411,400			
63	229,500	284,500	332,100	372,300	389,100	411,800			
64	230,600	285,500	333,000	373,000	389,600	412,200			
65	231,300	286,300	333,800	373,400	390,100	412,400			
66	232,300	287,200	334,200	374,000	390,800	412,600			

再任用職員以外の職員

67	233,200	288,000	335,000	374,700	391,400	413,000
68	234,300	288,900	335,800	375,400	392,000	413,300
69	235,100	289,900	336,700	375,800	392,400	413,500
70	235,800	290,700	337,400	376,400	392,900	413,900
71	236,600	291,400	338,100	377,100	393,500	414,200
72	237,300	292,200	338,800	377,700	394,100	414,400
73	238,100	293,100	339,200	378,000	394,500	414,500
74	238,800	293,500	339,800	378,600	394,900	414,800
75	239,400	294,000	340,400	379,300	395,200	415,100
76	240,100	294,500	341,000	379,900	395,700	415,300
77	240,900	294,700	341,400	380,400	396,000	415,500
78	241,700	295,100	341,900	380,900	396,300	415,800
79	242,500	295,300	342,300	381,500	396,600	416,100
80	243,300	295,700	342,800	382,000	396,900	416,300
81	244,000	296,000	343,200	382,500	397,100	416,500
82	244,700	296,200	343,700	383,100	397,400	416,800
83	245,400	296,600	344,100	383,600	397,700	417,100
84	246,100	296,900	344,600	384,000	397,900	417,300
85	246,800	297,200	345,000	384,300	398,100	417,500
86	247,500	297,500	345,400	384,800	398,400	
87	248,200	297,800	345,900	385,200	398,700	
88	248,900	298,200	346,300	385,600	398,900	
89	249,700	298,500	346,600	386,000	399,100	
90	250,200	298,800	347,000	386,500	399,400	
91	250,700	299,200	347,500	386,900	399,700	
92	251,200	299,600	347,900	387,300	399,900	
93	251,500	299,700	348,200	387,600	400,100	
94		300,000	348,600			
95		300,400	349,000			
96		300,800	349,400			
97		301,000	349,500			
98		301,300	350,000			
99		301,700	350,400			
100		302,100	350,700			
101		302,300	351,000			
102		302,600	351,400			
103		303,000	351,800			

再任用職員		190,500	218,500	259,400	279,200	294,600	320,600	363,200	397,000	449,200
	104		303,300	352,200						
	105		303,500	352,700						
	106		303,700	353,100						
	107		304,100	353,500						
	108		304,400	353,900						
	109		304,600	354,400						
	110		305,000	354,800						
	111		305,400	355,100						
	112		305,700	355,500						
	113		305,800	356,000						
	114		306,100							
	115		306,400							
	116		306,800							
	117		307,000							
	118		307,200							
	119		307,500							
	120		307,800							
	121		308,300							
	122		308,500							
	123		308,700							
	124		309,000							
	125		309,400							

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、講習所等で人事委員会の指定するものに勤務し、教育業務に従事する職員で人事委員会の定めるものについては、一般職に属する学校職員の給与に関する条例別表第三「教育職給料表」を準用することができる。

別表第二 公安職給料表(第四条関係)

職員の 区分	職務 の級	給		給		給		給		給		給		
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1		166,800	182,700	209,900	250,500	295,900	323,400	352,600	388,500	430,800				
2		168,600	184,500	211,900	252,300	298,200	325,600	354,800	390,700	432,600				
3		170,300	186,300	213,900	254,100	300,300	327,900	357,100	392,800	434,500				
4		172,100	188,100	215,900	255,900	302,700	330,100	359,400	395,000	436,400				
5		173,700	190,100	217,900	257,600	304,600	332,400	361,500	397,000	437,900				
6		175,600	192,500	219,900	259,400	306,800	334,500	363,800	399,000	439,600				
7		177,500	194,800	221,900	261,000	309,100	336,800	365,900	400,900	441,100				
8		179,400	197,200	223,900	262,800	311,300	339,100	368,200	402,800	442,700				
9		181,100	199,500	226,000	264,400	313,300	341,100	370,200	404,600	444,400				
10		182,800	202,100	227,800	266,100	315,500	343,400	372,400	406,600	446,000				
11		184,500	204,600	229,800	267,700	317,800	345,600	374,500	408,500	447,700				
12		186,200	207,100	231,600	269,200	320,000	347,900	376,700	410,600	449,300				
13		188,200	209,700	233,600	270,800	322,100	350,000	378,900	412,500	450,500				
14		190,400	211,500	235,500	272,000	324,300	352,200	381,000	414,600	452,100				
15		192,600	213,300	237,400	273,300	326,600	354,300	383,300	416,700	453,900				
16		194,700	215,100	239,300	274,400	329,000	356,500	385,500	418,800	455,800				
17		196,900	217,000	241,000	275,600	331,000	358,800	387,300	420,500	457,400				
18		199,400	218,900	242,800	277,100	333,300	360,800	389,300	422,300	459,300				
19		201,800	220,800	244,600	278,500	335,400	363,000	391,300	424,100	461,000				
20		204,200	222,700	246,500	280,100	337,700	365,000	393,300	425,700	462,900				
21		206,700	224,400	248,100	281,500	339,700	367,300	395,100	427,400	464,500				
22		208,600	226,200	249,600	282,800	341,900	369,300	397,300	429,000	466,200				
23		210,500	228,100	250,800	284,500	344,000	371,300	399,300	430,400	467,800				
24		212,300	230,000	252,200	286,000	346,000	373,400	401,400	431,900	469,600				
25		214,200	231,700	253,500	287,200	348,100	375,300	403,100	433,300	471,200				
26		216,000	233,500	254,900	289,200	350,200	377,400	405,100	434,700	472,700				
27		217,800	235,200	256,300	291,100	352,300	379,500	407,200	436,200	474,200				
28		219,600	236,900	257,500	293,300	354,300	381,600	409,300	437,900	475,400				
29		221,500	238,500	258,800	295,300	356,500	383,700	410,900	439,300	476,700				

30	223,300	240,300	259,800	297,200	358,600	385,800	412,800	441,000	477,400
31	225,100	242,100	261,200	299,100	360,600	387,800	414,500	442,700	478,100
32	226,900	243,900	262,300	301,100	362,800	389,800	416,100	444,300	478,800
33	228,700	245,100	263,300	303,100	364,500	391,700	418,100	445,700	479,400
34	230,400	246,700	264,600	304,900	366,700	393,800	419,600	447,400	480,100
35	232,200	248,100	265,600	306,800	368,700	395,900	421,200	449,100	480,800
36	233,900	249,600	266,800	308,700	370,700	397,900	422,800	450,700	481,400
37	235,500	251,000	267,900	310,500	372,700	399,600	424,300	452,200	481,600
38	237,300	252,300	269,000	312,400	374,700	401,200	425,700	452,900	482,300
39	239,100	253,600	270,200	314,300	376,700	402,700	427,200	453,600	482,900
40	240,900	254,800	271,200	316,200	378,800	404,200	428,800	454,300	483,300
41	242,200	256,100	272,400	318,100	380,700	405,500	430,300	454,700	483,800
42	243,600	257,200	273,800	319,900	382,800	406,600	431,600	455,200	484,200
43	244,900	258,500	275,300	321,900	384,800	407,600	432,900	455,900	484,400
44	246,200	259,500	276,400	323,800	386,900	408,600	434,200	456,500	485,100
45	247,600	260,600	277,700	325,600	388,700	409,800	435,100	457,300	485,200
46	248,800	261,800	279,300	327,500	390,400	411,000	435,900	458,000	
47	249,900	262,900	281,000	329,400	392,200	412,200	436,700	458,600	
48	250,900	264,100	282,800	331,400	393,900	413,400	437,500	459,200	
49	251,700	265,200	284,500	333,100	395,400	414,600	438,100	459,500	
50	252,900	266,300	286,200	334,600	396,500	415,400	438,400	460,100	
51	254,100	267,500	287,800	336,300	397,500	416,200	438,800	460,400	
52	255,100	268,600	289,400	338,000	398,600	417,000	439,100	460,600	
53	256,200	269,800	291,000	339,600	399,800	417,600	439,500	461,200	
54	257,400	271,000	292,800	341,500	401,000	418,300	439,800	461,400	
55	258,500	272,500	294,700	343,300	402,200	419,000	440,100	461,700	
56	259,700	273,600	296,500	345,000	403,400	419,600	440,500	461,800	
57	260,900	274,700	298,100	346,400	404,600	420,300	440,900	462,300	
58	261,900	276,400	299,800	348,100	405,400	420,700	441,000	462,500	
59	262,800	278,100	301,600	349,700	406,200	421,300	441,500	462,700	
60	263,800	279,700	303,500	351,400	407,000	421,900	441,600	462,900	
61	264,900	281,300	305,000	353,100	407,600	422,400	442,200	463,100	
62	266,100	283,000	306,800	354,700	408,300	423,000	442,400		
63	267,300	284,400	308,600	356,300	409,000	423,500	442,800		
64	268,200	286,000	310,300	358,000	409,600	424,000	443,100		
65	269,300	287,600	311,900	359,600	410,000	424,600	443,300		
66	270,600	289,000	313,700	361,300	410,700	425,100	443,600		

67	271,900	290,500	315,300	352,900	411,400	425,500	443,700
68	273,300	292,000	317,000	364,400	412,100	426,000	444,000
69	274,400	293,700	318,600	365,800	412,500	426,500	444,100
70	275,800	295,200	320,000	367,300	413,000	426,900	444,400
71	277,200	296,800	321,600	368,700	413,600	427,200	444,700
72	278,600	298,400	323,100	370,000	414,100	427,300	445,000
73	279,900	299,700	324,100	371,400	414,600	427,700	445,200
74	281,300	301,200	325,700	372,600	415,000	428,100	445,500
75	282,800	302,800	327,500	374,000	415,600	428,400	445,800
76	284,100	304,200	329,100	375,200	416,100	428,500	446,200
77	285,300	305,400	331,000	376,600	416,700	428,700	446,400
78	286,500	306,900	332,700	377,800	417,200	429,000	446,700
79	287,700	308,400	334,100	379,000	417,800	429,300	447,000
80	288,800	309,800	335,800	380,200	418,300	429,600	447,300
81	290,100	311,300	337,500	381,500	418,700	429,800	447,500
82	291,400	312,800	339,100	382,700	419,300	430,100	447,800
83	292,700	314,100	340,800	384,000	419,800	430,400	448,100
84	294,000	315,500	342,600	385,100	420,100	430,600	448,400
85	295,400	316,700	344,100	386,100	420,200	430,700	448,600
86	296,600	318,200	345,700	386,700	420,800	431,000	
87	297,800	319,600	347,300	387,300	421,200	431,300	
88	298,900	321,200	348,900	387,900	421,500	431,500	
89	300,100	322,700	350,000	388,500	421,700	431,700	
90	301,300	324,100	351,300	389,100	422,300	432,000	
91	302,600	325,500	352,600	389,600	422,700	432,300	
92	303,700	327,100	354,000	390,200	423,000	432,500	
93	304,500	328,400	355,400	390,600	423,200	432,700	
94	305,800	329,700	356,900	391,100			
95	307,100	331,200	358,400	391,700			
96	308,400	332,600	359,800	392,200			
97	309,300	333,900	361,300	392,700			
98	310,500	335,100	362,500	393,100			
99	311,600	336,400	363,600	393,700			
100	312,900	337,700	364,700	394,200			
101	314,000	339,100	366,000	394,500			
102	315,100	340,100	367,100	395,000			
103	316,200	341,300	368,200	395,600			

再任職以上の
任用員外職

104	317,300	342,500	369,300	396,100
105	318,100	343,600	370,500	396,400
106	318,700	344,600	371,100	396,900
107	319,400	345,600	371,700	397,400
108	320,100	346,700	372,300	397,700
109	320,600	348,000	373,000	398,100
110	321,100	348,900	373,500	398,600
111	321,700	349,900	374,100	399,100
112	322,300	350,900	374,500	399,500
113	323,100	351,800	374,900	399,900
114	323,800	352,800	375,300	400,400
115	324,400	353,800	375,900	400,900
116	325,200	354,700	376,400	401,400
117	325,800	355,800	376,900	401,800
118	326,600	356,300	377,400	402,300
119	327,400	356,900	378,000	402,800
120	328,200	357,500	378,500	403,300
121	328,700	358,000	378,600	403,700
122	329,100	358,500	379,200	404,200
123	329,600	359,000	379,700	404,600
124	330,100	359,300	380,100	405,100
125	330,400	359,700	380,700	405,500
126		360,100	381,200	
127		360,600	381,700	
128		361,000	382,200	
129		361,400	382,500	
130		361,800	383,000	
131		362,200	383,500	
132		362,600	384,000	
133		362,900	384,300	
134		363,400	384,700	
135		363,900	385,100	
136		364,200	385,600	
137		364,500	385,900	
138		364,900	386,400	
139		365,400	386,900	
140		365,900	387,400	

	141 142 143 144 145		366,200 366,700 367,200 367,700 368,000	387,700															
再任 用職 員		245,300	257,200	261,500	293,600	310,300	324,700	348,900	384,700	417,100									

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第三 海事職給料表(第四条関係)

職員の 区分	職務 の級	給料月額					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	172,100	226,500	271,500	321,500	359,900	422,400	
2	174,500	228,700	273,300	323,600	362,400	425,000	
3	176,800	230,900	275,100	325,800	364,900	427,500	
4	179,100	233,100	276,900	327,900	367,400	430,100	
5	181,600	235,100	278,100	330,300	369,900	432,500	
6	184,100	237,200	280,000	332,100	373,000	435,000	
7	186,500	239,300	281,800	334,100	376,100	437,400	
8	189,100	241,400	283,700	335,800	379,300	439,900	
9	191,400	243,500	285,400	337,500	382,200	442,100	
10	193,900	245,400	287,900	339,900	385,200	444,400	
11	196,300	247,400	290,300	342,300	388,400	446,700	
12	199,000	249,400	292,600	344,800	391,400	449,100	
13	201,500	251,300	295,100	347,200	394,400	450,800	
14	204,100	253,200	297,600	349,700	397,200	453,000	
15	206,800	255,100	300,100	352,200	400,000	455,300	
16	209,500	257,000	302,500	354,700	402,800	457,600	
17	212,000	258,800	304,900	357,100	405,700	459,700	
18	214,700	260,700	307,200	359,600	407,800	462,100	
19	217,400	262,600	309,400	362,000	409,900	464,400	
20	220,100	264,500	311,600	364,600	411,900	466,600	
21	222,800	266,000	313,900	366,900	413,700	468,900	
22	224,400	267,700	315,000	369,400	415,600	470,600	
23	226,000	269,300	316,300	371,600	417,600	472,400	
24	227,600	270,800	317,500	374,000	419,600	474,100	
25	229,200	272,400	318,800	376,400	421,400	475,600	
26	230,700	274,000	320,600	378,800	423,200	476,900	
27	232,300	275,600	322,100	381,100	425,000	478,200	
28	233,800	277,100	323,900	383,600	426,700	479,500	
29	235,400	278,600	325,300	385,800	427,900	480,500	

30	236,500	280,000	327,100	388,000	429,500	481,700
31	237,600	281,500	328,900	390,100	431,100	482,800
32	238,600	282,700	330,600	392,300	432,800	484,000
33	239,800	283,900	332,200	394,200	434,400	484,700
34	240,700	285,300	333,800	396,000	435,600	485,800
35	241,600	286,600	335,200	397,900	436,800	486,900
36	242,500	287,800	336,700	399,700	438,100	488,000
37	243,300	289,000	338,400	401,600	439,400	489,000
38	244,200	290,100	340,000	403,100	440,300	489,900
39	245,100	291,100	341,500	404,700	441,300	490,700
40	246,000	292,100	343,200	406,100	442,300	491,600
41	247,000	293,300	344,600	407,000	442,700	492,500
42	247,900	294,300	346,100	408,300	443,400	493,200
43	248,700	295,400	347,600	409,600	444,100	493,900
44	249,600	296,100	349,100	410,900	444,800	494,600
45	250,400	297,100	350,700	412,400	445,400	495,100
46	251,300	298,400	352,100	413,800	445,700	495,600
47	252,200	299,600	353,500	415,000	446,300	496,200
48	253,100	301,000	354,800	416,400	446,900	496,800
49	253,700	302,500	356,100	417,800	447,600	497,100
50	254,400	303,600	357,600	418,700	448,300	497,700
51	255,000	304,500	359,100	419,600	449,000	498,400
52	255,500	305,600	360,500	420,400	449,700	498,900
53	255,800	306,700	362,000	420,700	450,300	499,500
54	256,400	307,800	363,400	421,100	451,000	500,200
55	256,900	308,900	364,700	421,600	451,700	500,600
56	257,600	309,900	366,100	422,100	452,400	501,200
57	258,100	311,100	367,000	422,600	452,900	501,500
58	258,800	312,200	368,200	422,900	453,600	
59	259,400	313,300	369,400	423,500	454,300	
60	260,000	314,300	370,600	424,000	455,000	
61	260,600	315,200	371,800	424,500	455,300	
62	261,200	315,900	372,400	425,000	455,700	
63	261,800	316,700	372,900	425,600	455,900	
64	262,300	317,500	373,500	426,200	456,200	
65	262,800	318,100	373,900	426,800	456,400	
66	263,200	318,800	374,400	427,400	456,900	

再任用職員以外の職員

67	263,600	319,400	374,700	428,000	457,200
68	264,100	320,100	375,200	428,600	457,400
69	264,400	320,900	375,600	429,200	457,700
70			375,900	429,700	457,900
71			376,300	430,200	458,200
72			376,600	430,800	458,400
73			377,200	431,300	458,500
74			377,400	431,900	
75			377,900	432,500	
76			378,400	433,100	
77			379,000	433,700	
78			379,400	434,300	
79			379,900	434,900	
80			380,400	435,500	
81			380,900	435,900	
82			381,400	436,500	
83			381,900	437,200	
84			382,400	437,800	
85			382,800	438,300	
86			383,300	438,800	
87			383,700	439,500	
88			384,200	440,100	
89			384,600	440,400	
90			385,100		
91			385,600		
92			386,100		
93			386,500		
94			386,900		
95			387,400		
96			387,800		
97			388,300		
98			388,600		
99			389,100		
100			389,400		
101			390,000		

再任 用員	223,700	254,400	284,500	326,000	355,400	402,800
----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士
その他の職員で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第四 研究職給料表(第四条関係)

職員の 区分	職務 の級 号 給	給料月額				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	1	143,500 円	194,000 円	282,300 円	335,600 円	395,300 円
	2	144,600	196,400	284,800	337,800	398,300
	3	145,800	198,900	287,300	339,900	401,200
	4	146,900	201,300	289,800	342,200	404,100
	5	148,100	203,900	292,200	344,200	406,400
	6	149,400	206,300	294,500	346,200	409,200
	7	150,700	208,700	296,600	348,300	411,900
	8	152,000	211,100	298,700	350,400	414,600
	9	153,200	213,200	300,800	352,500	417,200
	10	155,000	215,500	303,700	354,500	419,900
	11	156,600	217,800	306,400	356,600	422,700
	12	158,200	220,100	309,100	358,700	425,500
	13	159,700	222,300	311,600	360,600	428,200
	14	161,600	224,700	314,400	362,700	431,000
	15	163,600	227,200	317,100	364,600	433,800
	16	165,600	229,800	319,800	366,600	436,500
	17	167,500	232,100	322,400	368,600	439,000
	18	169,700	235,000	324,600	370,500	441,700
	19	171,900	237,900	326,900	372,500	444,200
	20	174,100	240,800	329,200	374,400	446,800
	21	176,400	243,300	331,700	376,200	449,400
	22	178,800	246,100	333,800	378,200	452,000
	23	181,100	248,700	335,600	380,100	454,600
	24	183,400	251,400	337,700	382,200	457,200
	25	185,600	254,200	339,800	383,700	459,500
	26	187,700	256,600	341,800	385,600	461,900
	27	189,900	258,900	343,700	387,500	464,400
	28	192,100	261,400	345,500	389,400	466,900
	29	194,100	264,200	347,500	391,200	469,500

30	196,000	266,500	349,200	393,200	472,000
31	197,900	268,600	350,900	395,100	474,600
32	199,600	270,600	352,600	397,200	477,100
33	201,400	272,600	354,100	398,700	479,500
34	203,300	274,600	355,500	400,600	481,900
35	205,200	276,700	357,000	402,200	484,300
36	207,100	278,700	358,500	404,000	486,800
37	208,800	280,700	359,800	405,200	489,300
38	210,800	282,100	361,300	406,700	491,800
39	212,700	283,700	362,800	408,100	494,300
40	214,600	285,200	364,200	409,400	496,800
41	216,600	286,600	365,000	410,900	499,200
42	218,500	287,800	366,200	412,300	501,400
43	220,400	288,800	367,600	413,800	503,700
44	222,300	290,000	368,800	415,300	505,900
45	223,900	290,600	369,900	416,800	507,700
46	225,800	291,900	371,200	418,100	509,200
47	227,700	293,200	372,400	419,700	510,800
48	229,500	294,500	373,700	421,300	512,400
49	231,300	295,900	374,700	422,700	514,100
50	233,100	297,100	376,000	424,100	515,500
51	234,900	298,400	377,300	425,600	517,000
52	236,600	299,600	378,500	427,000	518,500
53	238,200	300,700	379,200	428,500	519,700
54	240,000	302,100	380,200	429,900	520,900
55	241,700	303,300	381,200	431,300	522,100
56	243,300	304,500	382,300	432,700	523,300
57	245,000	305,600	383,200	433,900	524,300
58	246,300	306,800	384,000	435,100	525,300
59	247,400	308,000	384,600	436,500	526,300
60	248,500	309,100	385,300	437,800	527,300
61	249,800	310,200	385,900	438,600	528,500
62	250,900	311,300	386,700	439,500	529,400
63	251,800	312,500	387,600	440,400	529,900
64	253,000	313,600	388,500	441,300	530,700
65	254,300	314,700	389,200	442,200	531,600
66	255,400	315,800	389,900	443,100	532,500

再任職員
以外
の
職員

67	256,700	316,900	390,700	443,800	533,300
68	257,600	318,000	391,500	444,600	534,100
69	258,600	319,000	392,100	445,000	534,600
70	260,200	320,100	392,800	445,700	535,600
71	261,700	321,300	393,500	446,200	536,500
72	263,300	322,300	394,200	446,600	537,300
73	264,500	323,200	394,800	447,200	537,800
74	265,800	324,200	395,500		
75	267,200	325,300	396,200		
76	268,500	326,400	396,900		
77	269,600	327,500	397,600		
78	270,900	328,500	398,200		
79	272,200	329,400	398,800		
80	273,500	330,500	399,300		
81	274,800	331,600	400,000		
82	276,200	332,400	400,700		
83	277,500	333,000	401,300		
84	278,700	333,800	401,900		
85	279,900	334,400	402,400		
86	281,200	334,900	403,000		
87	282,500	335,400	403,500		
88	283,700	335,900	404,200		
89	284,800	336,200	404,600		
90	285,900	336,700			
91	287,100	337,200			
92	288,300	337,700			
93	289,300	338,000			
94	290,300	338,400			
95	291,300	338,800			
96	292,300	339,300			
97	292,900	340,000			
98	293,900	340,500			
99	294,800	341,000			
100	295,700	341,500			
101	296,600	342,000			
102	297,300	342,500			
103	297,900	343,000			

104	298,500	343,500			
105	299,200	343,900			
106	299,700	344,300			
107	300,200	344,800			
108	300,700	345,300			
109	301,000	345,900			
110	301,400	346,300			
111	301,800	346,800			
112	302,100	347,200			
113	302,400	347,700			
114	302,700	348,100			
115	303,000	348,600			
116	303,300	348,900			
117	303,500	349,400			
118	303,900	349,800			
119	304,300	350,300			
120	304,700	350,700			
121	305,000	351,100			
再任用職員	220,900	262,900	288,300	331,600	391,300

備考 この表は、試験場等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第五 医療職給料表 (第四条関係)

イ 医療職給料表 (一)

職員の 区分	職務 の級	給料月額			
		1 級	2 級	3 級	4 級
1	給	248,500 円	335,600 円	402,900 円	480,400 円
2	給	251,100	338,800	405,900	482,700
3	給	253,600	341,900	408,800	485,000
4	給	256,100	344,900	411,800	487,400
5	給	258,500	347,800	414,600	489,700
6	給	262,300	351,100	417,400	492,000
7	給	266,200	354,300	420,200	494,100
8	給	270,200	357,700	423,000	496,300
9	給	273,800	360,700	425,600	498,500
10	給	277,800	363,800	428,200	500,600
11	給	281,800	366,900	431,000	502,700
12	給	285,900	370,100	433,700	504,900
13	給	289,900	373,300	436,200	506,900
14	給	293,900	377,100	438,700	509,100
15	給	297,900	380,700	441,200	511,300
16	給	302,000	384,400	443,700	513,400
17	給	305,900	387,900	446,000	515,500
18	給	309,500	390,800	448,400	517,500
19	給	313,100	393,500	450,900	519,500
20	給	316,700	396,400	453,300	521,500
21	給	320,500	399,300	455,500	523,300
22	給	324,400	401,900	457,900	525,200
23	給	328,000	404,500	460,300	527,100
24	給	331,700	407,200	462,700	529,000
25	給	335,300	409,600	464,900	530,800
26	給	338,200	412,000	467,300	532,600
27	給	341,000	414,400	469,600	534,400

28	343,800	416,700	472,000	536,200
29	346,700	419,000	474,300	538,100
30	349,000	421,100	476,600	539,900
31	351,400	423,200	478,800	541,800
32	353,700	425,300	481,100	543,700
33	356,000	427,500	483,200	545,400
34	358,600	429,500	485,300	547,200
35	361,000	431,600	487,500	548,900
36	363,500	433,600	489,500	550,700
37	365,800	435,700	491,700	552,400
38	368,200	437,700	493,500	554,000
39	370,700	439,800	495,300	555,500
40	373,100	441,800	497,100	557,100
41	375,400	443,900	498,800	558,500
42	376,900	445,700	500,600	560,000
43	378,400	447,500	502,400	561,400
44	379,900	449,400	504,300	562,800
45	381,400	451,400	505,900	564,000
46	382,800	453,200	507,700	565,000
47	384,300	454,900	509,600	566,000
48	385,800	456,700	511,500	567,000
49	387,100	458,500	513,100	568,000
50	388,100	460,300	514,400	568,900
51	389,100	462,100	515,700	569,800
52	390,200	463,800	517,000	570,700
53	391,200	465,700	518,300	571,500
54	392,100	467,000	519,600	572,400
55	393,000	468,200	520,900	573,300
56	394,000	469,400	522,300	574,200
57	395,000	470,700	523,400	575,100
58	395,900	471,700	524,200	576,000
59	396,700	472,700	525,000	576,900
60	397,600	473,800	525,800	577,600
61	398,400	474,600	526,700	578,500
62	398,900	475,300	527,500	579,400
63	399,400	476,000	528,400	580,300
64	399,800	476,700	529,200	581,200

再任職以外の職員

			400,100		
65		477,400	530,200		
66		478,100	531,100		
67		478,800	531,800		
68		479,500	532,700		
69		480,000	533,600		
70		480,700	534,500		
71		481,400	535,400		
72		482,100	536,300		
73		482,500	537,000		
74		483,200	537,900		
75		483,900	538,800		
76		484,600	539,700		
77		485,000	540,500		
78		485,700	541,500		
79		486,300	542,400		
80		486,900	543,300		
81		487,400	544,100		
82		487,900	545,000		
83		488,400	545,900		
84		488,900	546,800		
85		489,400	547,600		
86		490,000	548,500		
87		490,400	549,400		
88		490,900	550,300		
89		491,400	551,100		
90		492,000			
91		492,600			
92		493,000			
93		493,500			
94		494,100			
95		494,700			
96		495,300			
97		495,800			
				582,100	

再任 用員	301,200	344,500	400,100	474,600
----------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会の定めるものに適用する。

口 医療職 給料表 (二)

職員の 区分	職務 の級	給料月額						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	148,300	186,800	222,800	249,800	283,200	331,900	377,800	
2	149,700	188,500	224,400	251,200	285,300	334,000	380,500	
3	151,100	190,100	226,000	252,400	287,500	336,100	383,200	
4	152,500	191,800	227,700	253,600	289,600	338,300	386,000	
5	153,800	193,300	229,100	254,900	291,800	340,400	388,500	
6	155,600	194,900	230,700	256,200	294,000	342,700	391,200	
7	157,300	196,500	232,300	257,400	296,300	344,800	393,800	
8	159,000	198,100	233,900	258,700	298,500	347,000	396,600	
9	160,800	199,700	235,500	260,100	300,500	349,100	398,700	
10	162,600	201,400	237,000	261,000	302,800	351,200	401,000	
11	164,300	203,100	238,400	262,400	304,800	353,400	403,300	
12	166,100	204,800	239,900	263,600	307,000	355,500	405,500	
13	167,700	206,400	241,600	264,900	309,200	357,300	407,700	
14	169,600	208,100	242,900	266,500	311,300	359,200	409,700	
15	171,600	209,800	244,300	268,000	313,500	361,300	411,800	
16	173,600	211,400	245,500	269,700	315,500	363,300	413,900	
17	175,500	212,900	246,800	271,100	317,600	365,100	415,800	
18	177,400	214,600	248,100	273,000	319,700	367,300	417,900	
19	179,300	216,300	249,300	274,800	321,900	369,200	419,800	
20	181,200	218,000	250,600	276,800	323,900	371,300	421,900	
21	183,200	219,300	251,900	278,600	326,000	373,200	423,700	
22	184,700	220,700	253,000	280,400	328,100	375,200	425,300	
23	186,200	222,100	254,200	282,400	330,000	377,300	426,900	
24	187,700	223,600	255,300	284,200	332,100	379,300	428,400	
25	189,200	225,100	256,400	286,100	334,000	380,900	430,000	
26	190,800	226,600	258,100	288,000	336,000	382,700	431,300	
27	192,300	228,100	259,500	289,700	338,000	384,400	432,600	
28	193,700	229,400	261,200	291,600	339,900	386,300	433,900	
29	195,300	231,000	262,700	293,700	341,700	388,100	435,200	

30	196,700	232,400	264,400	295,600	343,500	389,600	436,400
31	198,000	233,900	266,100	297,500	345,200	391,400	437,600
32	199,300	235,200	267,900	299,300	347,000	393,100	438,800
33	200,600	236,700	269,300	301,100	348,900	394,500	439,900
34	202,000	238,100	271,100	303,000	350,700	395,800	441,100
35	203,400	239,200	272,800	304,700	352,600	397,100	442,400
36	204,800	240,400	274,500	306,500	354,400	398,400	443,600
37	206,000	241,900	276,200	308,200	356,100	399,500	444,900
38	207,300	243,200	277,900	309,800	357,800	400,700	445,700
39	208,700	244,500	279,500	311,500	359,400	401,800	446,300
40	210,000	245,900	281,200	313,300	361,200	403,000	447,000
41	211,200	247,200	283,000	314,900	362,500	403,900	447,300
42	212,400	248,500	284,600	316,600	363,800	404,600	447,900
43	213,600	249,800	286,300	318,300	364,900	405,400	448,300
44	214,800	250,900	288,000	319,900	366,200	406,200	448,700
45	216,100	251,900	289,600	321,300	367,400	406,600	449,100
46	217,200	253,500	291,300	322,800	368,200	407,300	449,500
47	218,300	254,900	293,000	324,200	369,300	407,800	449,900
48	219,400	256,500	294,800	325,800	370,400	408,200	450,100
49	220,500	258,200	296,300	327,400	371,600	408,600	450,500
50	221,500	259,600	297,900	328,700	372,600	408,900	451,000
51	222,400	260,900	299,400	329,900	373,600	409,200	451,300
52	223,400	262,400	301,000	331,300	374,500	409,600	451,600
53	224,200	263,600	302,500	332,300	375,300	409,900	451,800
54	225,100	265,000	303,900	333,300	376,200	410,100	
55	226,000	266,400	305,400	334,300	377,100	410,500	
56	227,000	267,800	306,900	335,400	378,000	410,800	
57	227,800	268,800	308,300	336,000	378,700	410,900	
58	228,700	270,100	309,500	337,000	379,400	411,100	
59	229,500	271,400	310,800	337,800	380,200	411,600	
60	230,400	272,700	312,200	338,700	381,000	412,000	
61	231,300	273,600	313,600	339,400	381,500	412,300	
62	232,300	274,900	314,800	339,700	382,200	412,600	
63	233,200	276,300	316,000	340,400	382,900	412,900	
64	234,300	277,600	317,300	341,100	383,600	413,200	
65	234,900	278,700	318,600	341,800	384,100	413,400	
66	235,800	279,800	319,400	342,500	384,600		

再任職員
以外
の職員

67	236,600	280,900	320,200	343,200	385,300
68	237,500	282,100	321,100	343,900	385,900
69	238,200	283,200	321,800	344,500	386,400
70	238,900	284,200	322,500	345,100	387,000
71	239,500	285,300	323,200	345,700	387,500
72	240,200	286,400	323,700	346,300	388,000
73	241,000	287,300	324,500	346,600	388,600
74	241,800	288,000	324,700	347,300	389,100
75	242,600	288,600	325,300	347,800	389,600
76	243,400	289,400	325,900	348,400	390,200
77	244,000	290,200	326,600	348,900	390,600
78	244,700	290,800	327,100	349,300	391,100
79	245,300	291,300	327,600	349,800	391,700
80	245,900	291,900	328,100	350,300	392,200
81	246,300	292,600	328,600	350,600	392,400
82	246,700	293,200	329,100	350,900	393,000
83	247,100	293,600	329,600	351,300	393,400
84	247,500	294,000	330,100	351,600	393,700
85	247,900	294,200	330,600	352,100	394,000
86		294,400	331,000	352,400	
87		294,600	331,200	352,700	
88		294,800	331,600	353,000	
89		295,200	332,000	353,400	
90		295,500	332,400	353,700	
91		295,700	332,800	354,000	
92		295,900	333,200	354,300	
93		296,300	333,700	354,700	
94		296,500	333,800	355,000	
95		296,700	334,200	355,400	
96		297,000	334,500	355,700	
97		297,400	334,700	356,000	
98		297,700	335,000	356,400	
99		298,000	335,300	356,800	
100		298,300	335,600	357,200	
101		298,500	335,800	357,600	
102		298,700	336,100	358,200	
103		299,000	336,500	358,600	

	104		299,300	336,700	359,000		
	105		299,600	336,800	359,400		
	106			337,100			
	107			337,500			
	108			337,700			
	109			337,900			
	110			338,300			
	111			338,700			
	112			339,000			
	113			339,200			
再任職員		191,500	218,600	247,400	261,100	286,700	328,500
							371,300

備考 この表は、児童福祉施設等に勤務する栄養士その他の職員で人事委員会の定めるものに適用する。

八 医療職 給料表 (三)

職員の 区分	職務 の級	給料月額						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	161,900	190,000	239,300	263,000	289,100	335,400	381,000	
2	163,400	192,200	241,100	264,000	291,100	337,600	383,600	
3	164,900	194,300	242,900	265,000	293,100	339,700	386,400	
4	166,300	196,400	244,700	265,900	295,100	342,000	389,000	
5	167,800	198,600	246,100	266,900	296,900	344,200	391,300	
6	169,400	201,000	247,600	267,900	298,800	346,200	393,700	
7	170,900	203,300	248,900	268,800	300,500	348,400	396,100	
8	172,400	205,500	250,300	269,900	302,500	350,600	398,400	
9	173,900	207,900	251,500	271,000	304,400	352,300	400,500	
10	175,600	209,400	252,500	271,800	306,300	354,200	402,600	
11	177,200	210,900	253,600	273,000	308,200	356,200	404,800	
12	178,800	212,300	254,700	274,200	310,000	358,200	407,200	
13	180,400	213,600	255,900	275,500	311,800	360,200	409,100	
14	182,400	215,100	256,900	277,100	313,700	362,500	411,200	
15	184,400	216,600	257,900	278,300	315,400	364,500	413,400	
16	186,400	218,000	258,800	279,800	317,200	366,700	415,600	
17	188,700	219,400	259,700	281,100	319,000	368,700	417,500	
18	190,900	220,900	260,600	282,700	320,700	370,700	419,900	
19	193,100	222,400	261,700	284,100	322,500	372,800	422,100	
20	195,200	223,800	262,800	285,600	324,100	374,800	424,200	
21	197,400	225,200	263,600	287,200	325,700	376,700	426,200	
22	199,600	226,900	264,600	288,800	327,400	378,800	428,200	
23	201,800	228,700	265,600	290,200	329,000	380,900	430,000	
24	204,000	230,400	266,600	291,800	330,600	383,000	431,900	
25	206,100	231,900	267,700	293,100	332,300	385,000	433,700	
26	207,400	233,600	269,200	295,000	333,700	386,700	435,200	
27	208,800	235,300	270,400	296,800	335,200	388,700	436,900	
28	210,200	237,000	271,800	298,600	336,800	390,500	438,500	
29	211,200	238,600	273,200	300,100	338,200	392,500	439,800	

30	212,500	240,000	274,700	301,900	339,600	394,300	441,200
31	213,800	241,300	276,400	303,600	341,200	396,100	442,800
32	215,000	242,600	278,000	305,200	342,700	398,000	444,400
33	216,300	244,000	279,500	306,700	344,300	399,700	446,000
34	217,600	245,200	280,900	308,300	345,900	401,500	447,600
35	218,900	246,200	282,500	309,800	347,500	403,300	449,200
36	220,200	247,500	283,900	311,400	349,100	405,000	450,700
37	221,600	248,600	285,500	313,000	350,700	406,700	451,700
38	223,000	249,700	287,000	314,500	352,300	408,500	453,100
39	224,400	250,600	288,400	316,100	353,900	410,200	454,500
40	225,800	251,600	289,800	317,700	355,400	412,000	455,900
41	226,900	252,400	291,400	319,200	356,700	413,600	457,000
42	228,400	253,300	293,000	320,600	358,300	415,200	457,700
43	229,800	254,200	294,600	322,100	359,700	416,700	458,500
44	231,200	255,200	296,200	323,600	361,300	418,000	459,000
45	232,400	256,200	297,600	324,800	362,900	419,100	460,000
46	233,800	257,100	299,000	326,200	364,000	420,200	460,800
47	235,100	258,100	300,500	327,700	365,400	421,300	461,600
48	236,500	259,200	302,100	329,100	366,700	422,600	462,200
49	237,600	260,300	303,500	330,500	368,200	424,000	463,000
50	238,700	261,600	304,800	331,900	369,500	425,000	463,700
51	239,900	262,700	306,200	333,200	370,900	426,300	464,400
52	241,000	264,100	307,600	334,500	372,300	427,400	465,200
53	242,200	265,300	309,000	335,800	373,800	428,500	466,000
54	243,200	266,800	310,400	337,200	374,900	429,500	466,800
55	244,400	268,400	311,800	338,600	376,100	430,800	467,300
56	245,200	269,800	313,300	339,900	377,300	431,800	468,000
57	246,400	271,400	314,400	340,900	378,500	433,000	468,900
58	247,400	273,000	315,700	342,300	379,500	433,400	
59	248,200	274,500	317,000	343,500	380,500	434,200	
60	249,200	276,100	318,400	344,700	381,500	434,600	
61	250,300	277,700	319,500	345,900	382,100	435,000	
62	251,200	279,100	320,800	346,900	383,000	435,800	
63	252,100	280,600	322,100	348,200	383,800	436,200	
64	253,100	282,200	323,400	349,400	384,500	436,700	
65	254,100	283,700	324,600	350,600	385,300	437,000	
66	255,100	285,200	325,900	351,800	386,100	437,400	

67	256,300	286,700	327,300	353,000	386,900	437,700
68	257,200	288,200	328,600	354,100	387,600	438,000
69	258,100	289,400	329,400	355,100	388,300	438,300
70	259,300	290,900	330,500	356,200	388,900	
71	260,600	292,400	331,600	357,300	389,500	
72	262,000	294,000	332,500	358,400	390,100	
73	263,400	295,300	333,800	359,100	390,800	
74	264,600	296,700	334,500	360,300	391,300	
75	265,800	298,100	335,700	361,400	391,900	
76	267,100	299,400	336,900	362,500	392,400	
77	268,200	300,900	338,000	363,300	392,900	
78	269,300	302,300	339,100	364,000	393,500	
79	270,600	303,600	340,400	364,800	394,100	
80	271,900	304,800	341,600	365,600	394,400	
81	273,000	305,700	342,700	366,300	394,500	
82	274,000	306,900	343,800	366,800	395,100	
83	275,100	308,100	344,800	367,400	395,600	
84	276,300	309,300	345,900	367,900	395,900	
85	277,200	310,300	346,900	368,500	396,200	
86	278,300	311,500	347,900	369,000	396,600	
87	279,300	312,700	348,900	369,500	397,200	
88	280,400	313,800	349,800	370,000	397,600	
89	281,500	315,100	350,900	370,400	397,700	
90	282,500	316,300	351,700	370,900	398,300	
91	283,500	317,500	352,500	371,500	398,900	
92	284,400	318,600	353,300	372,000	399,100	
93	285,400	319,600	353,900	372,400	399,600	
94	286,400	320,400	354,500	372,900		
95	287,400	321,100	355,200	373,400		
96	288,400	321,700	355,800	373,700		
97	289,200	322,400	356,300	374,200		
98	290,000	322,700	356,700	374,700		
99	290,800	323,400	357,200	375,100		
100	291,700	324,000	357,600	375,600		
101	292,500	324,500	358,100	376,200		
102	293,400	325,100	358,500	376,700		
103	294,000	325,700	359,000	377,200		

再任職以上の職員

104	294,800	326,300	359,300	377,700
105	295,500	326,700	359,700	378,300
106	296,000	327,200	360,200	378,800
107	296,500	327,700	360,700	379,200
108	297,000	328,200	361,000	379,700
109	297,300	328,700	361,500	380,300
110	297,700	329,000	362,000	380,800
111	297,900	329,300	362,500	381,300
112	298,300	329,700	363,000	381,900
113	298,500	330,100	363,600	382,500
114	298,700	330,500	364,000	
115	299,100	330,900	364,500	
116	299,400	331,200	364,900	
117	299,700	331,400	365,300	
118	300,100	331,700	365,800	
119	300,400	332,100	366,300	
120	300,800	332,300	366,800	
121	301,100	332,600	367,200	
122	301,500	332,900	367,700	
123	301,900	333,200	368,200	
124	302,300	333,500	368,700	
125	302,500	333,700	369,000	
126	302,700	333,900		
127	303,000	334,300		
128	303,400	334,500		
129	303,600	334,600		
130	303,900	335,000		
131	304,300	335,400		
132	304,700	335,600		
133	304,900	335,900		
134	305,200	336,300		
135	305,600	336,700		
136	305,900	337,100		
137	306,100	337,400		
138	306,500	337,800		
139	306,900	338,300		
140	307,200	338,700		

	141	307,400	338,900					
	142	307,800	339,300					
	143	308,200	339,700					
	144	308,500	340,100					
	145	308,600	340,400					
	146	308,800	340,800					
	147	309,100	341,200					
	148	309,500	341,600					
	149	309,700	341,900					
	150	309,900	342,300					
	151	310,200	342,700					
	152	310,500	343,100					
	153	310,900	343,400					
	154	311,200						
	155	311,400						
	156	311,700						
	157	312,100						
	158	312,400						
	159	312,700						
	160	313,000						
	161	313,400						
	162	313,600						
	163	313,900						
	164	314,200						
	165	314,600						
	166	314,900						
	167	315,200						
	168	315,500						
	169	315,900						
再任用職員		238,800	259,700	267,000	277,300	294,000	331,900	377,200

備考 この表は、児童福祉施設等に勤務する看護師その他の職員で人事委員会の定めるものに適用する。

(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十六年山口県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。
 附則第九項中「平成三十年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。
 第五条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	401,300
2	462,600
3	525,900
4	607,600
5	706,700
6	806,800

第五条第二項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	333,900
2	370,700
3	399,300

第六条第二項中「百分の百五十五」を「千分の千五百七十五」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第四条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第五十号)の一部を次のように改正する。
 第七条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	378,900
2	427,900
3	481,000
4	543,300
5	619,900
6	724,100
7	846,600

第八条第二項及び第三項中「百分の百五十五」を「千分の千五百七十五」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第四条、次項及び附則第三項の規定 規則で定める日

二 第一条中一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）、第五条第八項の改正規定 平成二十八年四月一日

2 第一条の規定（前項第二号に掲げる改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第四条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

(給与の内払)

3 職員が、第一条の規定による改正前の給与条例又は第四条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて、平成二十七年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、人事委員会が定める。

一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

山口県条例第十四号

山口県知事 村 岡 嗣 政

六六

一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第七条第八項中「二号給」を「一号給」に改める。

第十二条の二第一項中「地域手当は、」の下に「山口県の区域に在勤する学校職員及び」を加え、「基礎とし、」を「基礎とし」に改め、同項に後段として次のように加える。

山口県の区域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が山口県の区域に準ずる地域に所在する公署で人事委員会規則で定めるものに在勤する学校職員についても、同様とする。

第十二条の二第二項中「合計額に、」の下に「山口県の区域又は前項に規定する人事委員会規則で定める公署に在勤する学校職員にあつては百分の〇・一五を、同項に規定する人事委員会規則で定める地域に在勤する学校職員にあつては」を加え、「応じて、」を「応じ」に改める。

第十四条の二第三項中「共同調理場で」の下に「山口県の区域又は」を加える。

第十八条の四第二項第一号中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同項第二号中「百分の三十五」を「千分の三百七十五」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表(第五条関係)

学区 の 分	職 務 の 級 号 給	給料月額					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	1	143,400	194,400	231,300	265,600	292,600	323,900
	2	144,500	196,200	232,900	267,700	294,900	326,100
	3	145,700	198,100	234,400	269,500	297,200	328,500
	4	146,800	199,900	236,000	271,600	299,400	330,800
	5	148,000	201,500	237,600	273,600	301,400	333,100
	6	149,100	203,300	239,300	275,500	303,800	335,100
	7	150,200	205,100	240,800	277,700	306,100	337,200
	8	151,300	206,900	242,400	279,800	308,400	339,400
	9	152,500	208,800	244,000	282,000	310,500	341,600
	10	154,000	210,600	245,700	284,000	312,900	343,800
	11	155,300	212,400	247,200	286,000	315,100	346,000
	12	156,600	214,200	248,800	288,100	317,400	348,200
	13	157,900	215,600	250,500	290,100	319,500	350,200
	14	159,400	217,400	251,900	292,200	321,800	352,300
	15	160,900	219,100	253,300	294,300	324,000	354,300
	16	162,600	220,900	254,800	296,400	326,100	356,400
	17	163,900	222,700	256,300	298,500	328,300	358,400
	18	165,400	224,400	258,200	300,500	330,400	360,300
	19	166,900	226,200	260,000	302,700	332,500	362,400
	20	168,500	227,900	261,800	304,700	334,400	364,300
	21	169,900	229,600	263,600	306,800	336,500	366,300
	22	172,700	231,200	265,400	308,800	338,600	368,300
	23	175,300	232,900	267,300	310,900	340,600	370,100
	24	177,900	234,400	269,000	313,100	342,800	372,100
	25	180,600	235,800	271,000	315,000	344,400	374,200
	26	182,300	237,400	272,900	317,100	346,400	376,100
	27	184,000	238,800	274,600	319,100	348,500	378,100
	28	185,700	240,200	276,600	321,300	350,400	380,000
	29	187,300	241,500	278,400	323,300	352,200	381,700

再任用
以外
の
学
校
員
職

30	189,200	242,800	280,300	325,300	354,100	383,600
31	191,000	244,000	282,300	327,400	355,900	385,300
32	192,800	245,300	284,100	329,500	357,700	387,100
33	194,400	246,600	285,800	331,100	359,600	388,900
34	195,900	247,900	287,700	333,100	361,600	390,200
35	197,500	249,200	289,500	335,200	363,400	391,900
36	199,000	250,400	291,400	337,300	365,000	393,500
37	200,200	251,400	293,100	339,200	366,500	395,000
38	201,500	252,800	294,900	341,300	367,800	396,200
39	202,800	254,400	296,700	343,200	369,200	397,400
40	204,100	255,800	298,500	345,100	370,600	398,500
41	205,500	257,200	300,300	347,000	372,000	399,700
42	206,800	258,700	302,100	348,900	373,000	400,900
43	208,200	260,100	303,700	350,800	374,100	402,100
44	209,600	261,500	305,400	352,700	375,200	403,200
45	210,800	262,800	307,100	354,200	376,100	404,000
46	212,100	264,100	308,800	355,700	377,000	404,700
47	213,400	265,500	310,400	357,200	377,900	405,400
48	214,700	266,900	312,100	358,700	378,800	406,100
49	215,800	268,200	313,400	360,400	379,700	406,800
50	216,900	269,300	314,900	361,200	380,500	407,400
51	218,000	270,600	316,500	362,400	381,300	407,900
52	219,100	271,900	318,100	363,400	382,100	408,300
53	220,300	273,000	319,700	364,300	382,900	408,700
54	221,300	274,200	321,400	365,400	383,600	409,000
55	222,200	275,500	322,800	366,400	384,200	409,300
56	223,200	276,900	324,400	367,500	384,900	409,600
57	223,900	278,100	325,900	368,400	385,400	410,000
58	224,900	279,100	327,100	369,000	386,000	410,300
59	225,700	280,200	328,300	369,700	386,700	410,600
60	226,800	281,400	329,500	370,400	387,400	410,900
61	227,600	282,600	330,400	371,000	387,800	411,200
62	228,600	283,500	331,300	371,600	388,500	411,400
63	229,500	284,500	332,100	372,300	389,100	411,800
64	230,600	285,500	333,000	373,000	389,600	412,200
65	231,300	286,300	333,800	373,400	390,100	412,400
66	232,300	287,200	334,200	374,000	390,800	412,600

67	233,200	288,000	335,000	374,700	391,400	413,000
68	234,300	288,900	335,800	375,400	392,000	413,300
69	235,100	289,900	336,700	375,800	392,400	413,500
70	235,800	290,700	337,400	376,400	392,900	413,900
71	236,600	291,400	338,100	377,100	393,500	414,200
72	237,300	292,200	338,800	377,700	394,100	414,400
73	238,100	293,100	339,200	378,000	394,500	414,500
74	238,800	293,500	339,800	378,600	394,900	414,800
75	239,400	294,000	340,400	379,300	395,200	415,100
76	240,100	294,500	341,000	379,900	395,700	415,300
77	240,900	294,700	341,400	380,400	396,000	415,500
78	241,700	295,100	341,900	380,900	396,300	415,800
79	242,500	295,300	342,300	381,500	396,600	416,100
80	243,300	295,700	342,800	382,000	396,900	416,300
81	244,000	296,000	343,200	382,500	397,100	416,500
82	244,700	296,200	343,700	383,100	397,400	416,800
83	245,400	296,600	344,100	383,600	397,700	417,100
84	246,100	296,900	344,600	384,000	397,900	417,300
85	246,800	297,200	345,000	384,300	398,100	417,500
86	247,500	297,500	345,400	384,800	398,400	
87	248,200	297,800	345,900	385,200	398,700	
88	248,900	298,200	346,300	385,600	398,900	
89	249,700	298,500	346,600	386,000	399,100	
90	250,200	298,800	347,000	386,500	399,400	
91	250,700	299,200	347,500	386,900	399,700	
92	251,200	299,600	347,900	387,300	399,900	
93	251,500	299,700	348,200	387,600	400,100	
94		300,000	348,600			
95		300,400	349,000			
96		300,800	349,400			
97		301,000	349,500			
98		301,300	350,000			
99		301,700	350,400			
100		302,100	350,700			
101		302,300	351,000			
102		302,600	351,400			
103		303,000	351,800			

再任 学職 用校 員	104		303,300	352,200			
	105		303,500	352,700			
	106		303,700	353,100			
	107		304,100	353,500			
	108		304,400	353,900			
	109		304,600	354,400			
	110		305,000	354,800			
	111		305,400	355,100			
	112		305,700	355,500			
	113		305,800	356,000			
	114		306,100				
	115		306,400				
	116		306,800				
	117		307,000				
	118		307,200				
	119		307,500				
	120		307,800				
	121		308,300				
	122		308,500				
	123		308,700				
	124		309,000				
	125		309,400				
		190,500	218,500	259,400	279,200	294,600	320,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての学校職員に適用する。

別表第二 海事職給料表(第五条関係)

学校 職員の 区分	職務 の級	給料月額					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	給	172,100 円	226,500 円	271,500 円	321,500 円	359,900 円	422,400 円
2	給	174,500	228,700	273,300	323,600	362,400	425,000
3	給	176,800	230,900	275,100	325,800	364,900	427,500
4	給	179,100	233,100	276,900	327,900	367,400	430,100
5	給	181,600	235,100	278,100	330,300	369,900	432,500
6	給	184,100	237,200	280,000	332,100	373,000	435,000
7	給	186,500	239,300	281,800	334,100	376,100	437,400
8	給	189,100	241,400	283,700	335,800	379,300	439,900
9	給	191,400	243,500	285,400	337,500	382,200	442,100
10	給	193,900	245,400	287,900	339,900	385,200	444,400
11	給	196,300	247,400	290,300	342,300	388,400	446,700
12	給	199,000	249,400	292,600	344,800	391,400	449,100
13	給	201,500	251,300	295,100	347,200	394,400	450,800
14	給	204,100	253,200	297,600	349,700	397,200	453,000
15	給	206,800	255,100	300,100	352,200	400,000	455,300
16	給	209,500	257,000	302,500	354,700	402,800	457,600
17	給	212,000	258,800	304,900	357,100	405,700	459,700
18	給	214,700	260,700	307,200	359,600	407,800	462,100
19	給	217,400	262,600	309,400	362,000	409,900	464,400
20	給	220,100	264,500	311,600	364,600	411,900	466,600
21	給	222,800	266,000	313,900	366,900	413,700	468,900
22	給	224,400	267,700	315,000	369,400	415,600	470,600
23	給	226,000	269,300	316,300	371,600	417,600	472,400
24	給	227,600	270,800	317,500	374,000	419,600	474,100
25	給	229,200	272,400	318,800	376,400	421,400	475,600
26	給	230,700	274,000	320,600	378,800	423,200	476,900
27	給	232,300	275,600	322,100	381,100	425,000	478,200
28	給	233,800	277,100	323,900	383,600	426,700	479,500
29	給	235,400	278,600	325,300	385,800	427,900	480,500

30	236,500	280,000	327,100	388,000	429,500	481,700
31	237,600	281,500	328,900	390,100	431,100	482,800
32	238,600	282,700	330,600	392,300	432,800	484,000
33	239,800	283,900	332,200	394,200	434,400	484,700
34	240,700	285,300	333,800	396,000	435,600	485,800
35	241,600	286,600	335,200	397,900	436,800	486,900
36	242,500	287,800	336,700	399,700	438,100	488,000
37	243,300	289,000	338,400	401,600	439,400	489,000
38	244,200	290,100	340,000	403,100	440,300	489,900
39	245,100	291,100	341,500	404,700	441,300	490,700
40	246,000	292,100	343,200	406,100	442,300	491,600
41	247,000	293,300	344,600	407,000	442,700	492,500
42	247,900	294,300	346,100	408,300	443,400	493,200
43	248,700	295,400	347,600	409,600	444,100	493,900
44	249,600	296,100	349,100	410,900	444,800	494,600
45	250,400	297,100	350,700	412,400	445,400	495,100
46	251,300	298,400	352,100	413,800	445,700	495,600
47	252,200	299,600	353,500	415,000	446,300	496,200
48	253,100	301,000	354,800	416,400	446,900	496,800
49	253,700	302,500	356,100	417,800	447,600	497,100
50	254,400	303,600	357,600	418,700	448,300	497,700
51	255,000	304,500	359,100	419,600	449,000	498,400
52	255,500	305,600	360,500	420,400	449,700	498,900
53	255,800	306,700	362,000	420,700	450,300	499,500
54	256,400	307,800	363,400	421,100	451,000	500,200
55	256,900	308,900	364,700	421,600	451,700	500,600
56	257,600	309,900	366,100	422,100	452,400	501,200
57	258,100	311,100	367,000	422,600	452,900	501,500
58	258,800	312,200	368,200	422,900	453,600	
59	259,400	313,300	369,400	423,500	454,300	
60	260,000	314,300	370,600	424,000	455,000	
61	260,600	315,200	371,800	424,500	455,300	
62	261,200	315,900	372,400	425,000	455,700	
63	261,800	316,700	372,900	425,600	455,900	
64	262,300	317,500	373,500	426,200	456,200	
65	262,800	318,100	373,900	426,800	456,400	
66	263,200	318,800	374,400	427,400	456,900	

再任用
学校職員
以外の
教員

67	263,600	319,400	374,700	428,000	457,200
68	264,100	320,100	375,200	428,600	457,400
69	264,400	320,900	375,600	429,200	457,700
70			375,900	429,700	457,900
71			376,300	430,200	458,200
72			376,600	430,800	458,400
73			377,200	431,300	458,500
74			377,400	431,900	
75			377,900	432,500	
76			378,400	433,100	
77			379,000	433,700	
78			379,400	434,300	
79			379,900	434,900	
80			380,400	435,500	
81			380,900	435,900	
82			381,400	436,500	
83			381,900	437,200	
84			382,400	437,800	
85			382,800	438,300	
86			383,300	438,800	
87			383,700	439,500	
88			384,200	440,100	
89			384,600	440,400	
90			385,100		
91			385,600		
92			386,100		
93			386,500		
94			386,900		
95			387,400		
96			387,800		
97			388,300		
98			388,600		
99			389,100		
100			389,400		
101			390,000		

再任用 用校職員	223,700	254,400	284,500	326,000	355,400	402,800
-------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士
その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第三 教育職給料表(第五条関係)

イ 教育職給料表(一)

学校 職の 区分	職務 の級 号	給料月額			
		1 級	2 級	3 級	4 級
	1	157,100	202,200	334,300	424,700
	2	158,600	203,900	336,600	426,500
	3	160,100	205,600	338,900	428,300
	4	161,600	207,400	341,100	430,000
	5	163,400	209,300	343,500	431,600
	6	165,300	211,100	345,700	433,100
	7	167,100	212,800	348,000	435,000
	8	169,000	214,500	350,300	437,000
	9	170,800	216,300	352,400	438,800
	10	173,000	218,200	354,500	440,600
	11	175,000	220,100	356,700	442,500
	12	177,000	222,000	358,900	444,300
	13	179,100	223,700	361,000	446,100
	14	181,300	225,700	363,100	448,000
	15	183,500	227,700	365,100	449,800
	16	185,700	229,800	367,300	451,700
	17	188,100	231,800	369,200	453,500
	18	190,700	234,500	371,100	455,300
	19	193,300	237,200	373,100	457,200
	20	195,900	239,900	375,000	459,000
	21	198,500	242,500	377,100	460,500
	22	200,200	245,300	379,000	462,300
	23	201,900	248,000	381,000	464,200
	24	203,600	250,800	383,000	465,800
	25	205,100	253,500	384,400	467,600
	26	206,800	256,000	386,400	469,300
	27	208,600	258,400	388,200	470,800

28	210,300	261,000	390,000	472,600
29	211,800	263,700	391,900	473,900
30	213,500	266,200	393,900	475,400
31	215,200	268,500	395,900	476,500
32	216,900	270,700	397,900	478,000
33	218,500	273,000	399,600	479,200
34	220,300	275,200	401,300	479,900
35	222,100	277,400	403,000	480,300
36	223,900	279,600	404,800	481,200
37	225,600	281,900	406,200	481,800
38	227,400	283,900	407,700	
39	229,300	286,000	409,100	
40	231,100	288,100	410,600	
41	232,900	290,000	412,300	
42	234,600	292,500	413,700	
43	236,200	295,000	415,000	
44	237,900	297,500	416,500	
45	239,700	299,700	418,100	
46	241,100	302,300	419,500	
47	242,400	304,900	421,000	
48	243,900	307,600	422,600	
49	245,400	310,000	424,300	
50	246,900	312,600	425,800	
51	248,200	314,900	427,400	
52	249,600	317,400	429,000	
53	250,900	319,700	430,700	
54	252,200	322,000	432,200	
55	253,600	324,100	433,800	
56	254,900	326,300	435,300	
57	256,200	328,700	436,900	
58	257,300	330,900	438,400	
59	258,600	333,100	439,800	
60	259,900	335,100	440,900	
61	261,200	337,300	442,100	
62	262,800	339,400	443,600	
63	264,100	341,700	444,900	
64	265,500	343,900	446,000	

65	266,800	345,900	447,200
66	268,400	348,100	448,600
67	269,900	350,300	449,800
68	271,600	352,500	450,900
69	273,100	354,400	452,100
70	274,500	356,500	453,500
71	276,000	358,600	454,700
72	277,600	360,600	455,700
73	278,700	362,500	456,700
74	280,100	364,200	457,600
75	281,400	366,200	458,100
76	282,900	368,200	458,600
77	284,200	370,100	458,900
78	285,400	371,800	
79	286,600	373,400	
80	287,800	375,000	
81	289,000	376,600	
82	290,200	378,100	
83	291,400	379,500	
84	292,600	381,100	
85	293,800	382,300	
86	295,100	383,700	
87	296,300	385,100	
88	297,500	386,500	
89	298,600	387,900	
90	299,800	389,200	
91	301,000	390,400	
92	302,300	391,700	
93	303,100	393,100	
94	304,200	394,300	
95	305,400	395,500	
96	306,600	396,800	
97	307,600	398,200	
98	308,700	399,300	
99	309,600	400,300	
100	310,700	401,400	

再任
再学
校職
以外
の学
校員

101	311,500	402,300
102	312,700	403,400
103	313,700	404,400
104	314,800	405,500
105	315,400	406,400
106	316,300	407,400
107	317,100	408,300
108	317,900	409,200
109	318,800	410,100
110	319,200	411,000
111	319,700	411,800
112	320,200	412,600
113	320,800	413,200
114	321,300	413,900
115	321,800	414,600
116	322,300	415,300
117	322,900	416,000
118	323,400	416,500
119	323,800	416,700
120	324,300	417,100
121	324,800	417,800
122	325,200	418,100
123	325,700	418,200
124	326,200	418,500
125	326,800	418,800
126	327,100	419,000
127	327,400	419,400
128	327,700	419,500
129	328,000	419,700
130	328,400	420,000
131	328,700	420,300
132	328,900	420,500
133	329,100	420,700
134	329,300	421,000
135	329,500	421,300
136	329,800	421,500
137	330,100	421,700

再任用 再学職 校員	138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153	330,300 330,600 330,900 331,100 331,300 331,600 331,800 332,100 332,300 332,600 332,900 333,100 333,400 333,700 333,900 334,100	422,000 422,300 422,500 422,700 423,000 423,300 423,500 423,700 423,900 424,200 424,500 424,700 425,000 425,300 425,500 425,800	278,900	336,900	422,800
------------------	--	--	--	---------	---------	---------

備考 (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で人事委員会の定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

口 教育職給料表(二)

学区 の 分	職務 の 級 号 給	給料月額			
		1 級	2 級	3 級	4 級
	1	157,200	173,400	293,100	414,300
	2	158,700	175,500	295,800	415,800
	3	160,200	177,600	298,800	417,300
	4	161,700	179,800	301,400	418,800
	5	163,500	181,900	303,900	420,200
	6	165,400	184,100	306,600	421,700
	7	167,200	186,300	309,000	423,200
	8	169,100	188,600	311,600	424,800
	9	170,900	190,900	314,100	426,300
	10	173,100	193,800	316,800	427,700
	11	175,100	196,500	319,600	429,100
	12	177,100	199,300	322,600	430,400
	13	179,200	202,300	325,300	431,800
	14	181,400	204,000	327,500	433,200
	15	183,600	205,700	329,700	434,600
	16	185,800	207,400	332,100	435,900
	17	188,200	209,300	334,300	437,200
	18	190,800	211,100	336,600	438,500
	19	193,400	212,800	338,900	439,600
	20	195,900	214,500	341,100	440,900
	21	198,500	216,300	343,500	442,100
	22	200,200	218,200	345,700	443,400
	23	201,900	220,100	348,000	444,600
	24	203,600	222,000	350,300	445,900
	25	205,100	223,600	352,400	447,200
	26	206,700	225,600	354,300	448,500
	27	208,400	227,600	356,100	449,700
	28	210,100	229,700	358,000	450,800
	29	211,800	231,700	359,700	451,800

30	213,500	234,400	361,800	452,900
31	215,200	237,100	363,600	453,700
32	216,900	239,800	365,400	454,300
33	218,300	242,400	367,200	455,400
34	220,000	245,200	369,000	455,900
35	221,700	247,900	370,700	456,300
36	223,400	250,700	372,500	457,000
37	225,000	253,400	374,400	457,600
38	226,700	255,900	375,900	
39	228,500	258,300	377,500	
40	230,200	260,900	379,100	
41	231,900	263,600	380,400	
42	233,600	266,100	382,000	
43	235,200	268,500	383,400	
44	236,900	270,700	384,900	
45	238,500	272,900	386,500	
46	240,000	275,200	388,100	
47	241,500	277,400	389,600	
48	242,900	279,600	391,200	
49	244,600	281,900	392,700	
50	246,000	284,000	394,200	
51	247,600	286,000	395,700	
52	248,800	288,100	397,200	
53	250,000	289,900	398,500	
54	251,400	292,500	399,700	
55	252,700	295,000	400,900	
56	254,000	297,500	402,100	
57	255,400	299,600	403,600	
58	256,600	302,300	404,700	
59	257,700	304,900	406,000	
60	258,900	307,600	407,300	
61	260,300	310,000	408,600	
62	261,700	312,600	409,500	
63	263,000	314,900	410,900	
64	263,900	317,400	412,300	
65	264,900	319,700	413,500	
66	266,400	322,000	414,600	

67	268,000	324,100	415,800
68	269,400	326,300	417,000
69	271,100	328,700	418,100
70	272,600	330,900	419,300
71	273,900	333,100	420,400
72	275,400	335,100	421,600
73	276,800	337,300	422,400
74	278,100	339,400	423,200
75	279,300	341,700	423,900
76	280,600	343,900	424,400
77	282,100	345,800	424,600
78	283,300	347,700	424,900
79	284,400	349,600	425,500
80	285,600	351,500	426,000
81	286,900	353,300	426,300
82	288,100	355,000	426,700
83	289,200	356,800	426,900
84	290,400	358,600	427,200
85	291,400	360,000	427,700
86	292,300	361,800	427,900
87	293,400	363,500	428,500
88	294,400	365,000	428,700
89	295,400	366,600	429,000
90	296,300	367,900	429,200
91	297,200	369,100	429,800
92	298,100	370,400	429,900
93	298,600	371,900	430,000
94	299,300	373,200	
95	300,100	374,400	
96	300,900	375,700	
97	301,800	376,800	
98	302,600	377,900	
99	303,300	379,000	
100	304,000	380,000	
101	304,900	381,200	
102	305,400	382,200	
103	305,900	383,200	

再任
用校職
員以外
の学職
員

104	306,400	384,200
105	306,700	384,900
106	307,100	385,900
107	307,500	386,800
108	307,800	387,800
109	308,000	388,700
110	308,200	389,600
111	308,500	390,600
112	308,700	391,600
113	308,900	392,200
114	309,100	393,100
115	309,300	394,000
116	309,600	394,800
117	309,900	395,700
118	310,200	396,500
119	310,500	397,300
120	310,800	398,100
121	310,900	398,800
122	311,100	399,500
123	311,400	400,200
124	311,700	400,900
125	311,900	401,600
126		402,300
127		402,900
128		403,500
129		404,200
130		404,700
131		405,400
132		405,900
133		406,200
134		406,500
135		406,700
136		407,100
137		407,400
138		407,600
139		407,800
140		408,200

再任用 学校職 員	141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157	228,800	408,400 408,700 409,000 409,300 409,500 409,800 410,100 410,300 410,500 410,800 411,100 411,300 411,500 411,800 412,100 412,300 412,500	330,000	412,600
-----------------	---	---------	---	---------	---------

備考 (一) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で人事委員会の定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第四 医療職給料表(第五条関係)

学区 の 職 分	職務 の 級 号 給	給料月額				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	1	148,300	186,800	222,800	249,800	283,200
	2	149,700	188,500	224,400	251,200	285,300
	3	151,100	190,100	226,000	252,400	287,500
	4	152,500	191,800	227,700	253,600	289,600
	5	153,800	193,300	229,100	254,900	291,800
	6	155,600	194,900	230,700	256,200	294,000
	7	157,300	196,500	232,300	257,400	296,300
	8	159,000	198,100	233,900	258,700	298,500
	9	160,800	199,700	235,500	260,100	300,500
	10	162,600	201,400	237,000	261,000	302,800
	11	164,300	203,100	238,400	262,400	304,800
	12	166,100	204,800	239,900	263,600	307,000
	13	167,700	206,400	241,600	264,900	309,200
	14	169,600	208,100	242,900	266,500	311,300
	15	171,600	209,800	244,300	268,000	313,500
	16	173,600	211,400	245,500	269,700	315,500
	17	175,500	212,900	246,800	271,100	317,600
	18	177,400	214,600	248,100	273,000	319,700
	19	179,300	216,300	249,300	274,800	321,900
	20	181,200	218,000	250,600	276,800	323,900
	21	183,200	219,300	251,900	278,600	326,000
	22	184,700	220,700	253,000	280,400	328,100
	23	186,200	222,100	254,200	282,400	330,000
	24	187,700	223,600	255,300	284,200	332,100
	25	189,200	225,100	256,400	286,100	334,000
	26	190,800	226,600	258,100	288,000	336,000
	27	192,300	228,100	259,500	289,700	338,000
	28	193,700	229,400	261,200	291,600	339,900
	29	195,300	231,000	262,700	293,700	341,700

30	196,700	232,400	264,400	295,600	343,500
31	198,000	233,900	266,100	297,500	345,200
32	199,300	235,200	267,900	299,300	347,000
33	200,600	236,700	269,300	301,100	348,900
34	202,000	238,100	271,100	303,000	350,700
35	203,400	239,200	272,800	304,700	352,600
36	204,800	240,400	274,500	306,500	354,400
37	206,000	241,900	276,200	308,200	356,100
38	207,300	243,200	277,900	309,800	357,800
39	208,700	244,500	279,500	311,500	359,400
40	210,000	245,900	281,200	313,300	361,200
41	211,200	247,200	283,000	314,900	362,500
42	212,400	248,500	284,600	316,600	363,800
43	213,600	249,800	286,300	318,300	364,900
44	214,800	250,900	288,000	319,900	366,200
45	216,100	251,900	289,600	321,300	367,400
46	217,200	253,500	291,300	322,800	368,200
47	218,300	254,900	293,000	324,200	369,300
48	219,400	256,500	294,800	325,800	370,400
49	220,500	258,200	296,300	327,400	371,600
50	221,500	259,600	297,900	328,700	372,600
51	222,400	260,900	299,400	329,900	373,600
52	223,400	262,400	301,000	331,300	374,500
53	224,200	263,600	302,500	332,300	375,300
54	225,100	265,000	303,900	333,300	376,200
55	226,000	266,400	305,400	334,300	377,100
56	227,000	267,800	306,900	335,400	378,000
57	227,800	268,800	308,300	336,000	378,700
58	228,700	270,100	309,500	337,000	379,400
59	229,500	271,400	310,800	337,800	380,200
60	230,400	272,700	312,200	338,700	381,000
61	231,300	273,600	313,600	339,400	381,500
62	232,300	274,900	314,800	339,700	382,200
63	233,200	276,300	316,000	340,400	382,900
64	234,300	277,600	317,300	341,100	383,600
65	234,900	278,700	318,600	341,800	384,100
66	235,800	279,800	319,400	342,500	384,600

再任用
任学
校職
員以
外の
学校
職員

67	236,600	280,900	320,200	343,200	385,300
68	237,500	282,100	321,100	343,900	385,900
69	238,200	283,200	321,800	344,500	386,400
70	238,900	284,200	322,500	345,100	387,000
71	239,500	285,300	323,200	345,700	387,500
72	240,200	286,400	323,700	346,300	388,000
73	241,000	287,300	324,500	346,600	388,600
74	241,800	288,000	324,700	347,300	389,100
75	242,600	288,600	325,300	347,800	389,600
76	243,400	289,400	325,900	348,400	390,200
77	244,000	290,200	326,600	348,900	390,600
78	244,700	290,800	327,100	349,300	391,100
79	245,300	291,300	327,600	349,800	391,700
80	245,900	291,900	328,100	350,300	392,200
81	246,300	292,600	328,600	350,600	392,400
82	246,700	293,200	329,100	350,900	393,000
83	247,100	293,600	329,600	351,300	393,400
84	247,500	294,000	330,100	351,600	393,700
85	247,900	294,200	330,600	352,100	394,000
86		294,400	331,000	352,400	
87		294,600	331,200	352,700	
88		294,800	331,600	353,000	
89		295,200	332,000	353,400	
90		295,500	332,400	353,700	
91		295,700	332,800	354,000	
92		295,900	333,200	354,300	
93		296,300	333,700	354,700	
94		296,500	333,800	355,000	
95		296,700	334,200	355,400	
96		297,000	334,500	355,700	
97		297,400	334,700	356,000	
98		297,700	335,000	356,400	
99		298,000	335,300	356,800	
100		298,300	335,600	357,200	
101		298,500	335,800	357,600	
102		298,700	336,100	358,200	
103		299,000	336,500	358,600	

	104		299,300	336,700	359,000	
	105		299,600	336,800	359,400	
	106			337,100		
	107			337,500		
	108			337,700		
	109			337,900		
	110			338,300		
	111			338,700		
	112			339,000		
	113			339,200		
再任用 学校職員		191,500	218,600	247,400	261,100	286,700

備考 この表は、県立学校、中学校、小学校及び共同調理場に勤務する学校栄養職員、技術職員その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

(一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十六年山口県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第九項中「平成三十年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条(次号に掲げる改正規定を除く。)、次項及び附則第三項の規定 規則で定める日

二 第一条中一般職に属する学校職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)(第七条第八項の改正規定 平成二十八年四月一日

2 第一条の規定(前項第二号に掲げる改正規定を除く。以下同じ。)(による改正後の給与条例(以下「改正後の条例」という。)(の規定は、

平成二十七年四月一日から適用する。

(給与の内払)

3 学校職員が、第一条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて、平成二十七年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、人事委員会が定める。

知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第十五号

知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第一条 知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和三十二年山口県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「千分の千六百二十五」を「千分の千六百七十五」に改める。

第二条 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「千分の千四百七十五」を「百分の百五十」に、「千分の千六百七十五」を「百分の百六十五」に改める。

（山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

第三条 山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年山口県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「千分の千六百二十五」を「千分の千六百七十五」に改める。

第四条 山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条中「千分の千四百七十五」を「百分の百五十」に、「千分の千六百七十五」を「百分の百六十五」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の知事等給与条例」という。）の規定及び第三条の規定による改正後の山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、平成二十七年十二月一日から適用する。

（期末手当の内払）

3 第一条の規定による改正前の知事等の給与及び旅費に関する条例又は第三条の規定による改正前の山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて平成二十七年十二月に支給された期末手当は、改正後の知事等給与条例又は改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

山口県吏員恩給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

山口県条例第十六号

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県吏員恩給条例の一部を改正する条例

山口県吏員恩給条例（昭和八年山口県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条ノ二ただし書中「但シ刑ノ」の下に「全部ノ」を、「停止セズ」の下に「刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ」を加え、同条後段中「其ノ言渡ヲ」を「之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ」に改める。

第三十四条第一項ただし書中「但シ刑ノ」の下に「全部ノ」を、「停止セズ」の下に「刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ」を加え、同項後段中「其ノ言渡ヲ」を「之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ」に改める。

附 則

この条例は、刑法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十九号）の施行の日から施行する。

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十七号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年山口県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。
附則第五条第一項の表傷病補償年金の項及び同条第二項の表中「〇・八六」を「〇・八八」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第五条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の期間に係る傷病補償年金及び施行日以後に支給すべき事由の生じた休業補償について適用し、施行日前の期間に係る傷病補償年金及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

山口県税賦課徴収条例及び山口県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第十八号

山口県税賦課徴収条例及び山口県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

(山口県税賦課徴収条例の一部改正)

第一条 山口県税賦課徴収条例(昭和二十五年山口県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第四項第一号中、「氏名及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)(個人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名)」を「及び氏名」に改める。

第六十七条の五第一号中「及び個人番号」の下に、「(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)」を加え、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項」を「同条第十五項」に改める。

第八十一条の二十四第二項及び第九十四条の二第二項に後段として次のように加える。

この場合において、第五十三条第四項第一号中「住所及び氏名」とあるのは、「住所及び氏名又は名称(法人番号を有する者にあつては、住所、名称及び法人番号)」と読み替えるものとする。

(山口県産業廃棄物税条例の一部改正)

第二条 山口県産業廃棄物税条例(平成十五年山口県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号、第十一条第二項第一号、第十四条第一項第一号、第十五条第一号及び第十六条第二項第一号中「あつては」を「あつては」に改める。

第十七条第二項第一号中「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」を「及び氏名又は名称（法人番号を有する者にあつては、住所、名称及び法人番号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第十九号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五の表六の項の(五)を削り、同項中(六)を(五)とし、(七)から(九)までを(六)から(八)までとし、同表十四の項を次のように改める。

十四	削除
----	----

別表第一の五の表二十四の三の項中「喀痰吸引等研修機関」を「喀痰吸引等研修機関」に改め、同項を同表二十四の四の項とし、同表二十四の二の項を同表二十四の三の項とし、同表二十四の項の次に次のように加える。

二四二 の十	喀痰吸引等 事業者の登 録に関する 事務	喀痰吸引等 事業者登録 申請手数料	喀痰吸引等業務の登 録	一件につき	三千二百円
-----------	-------------------------------	-------------------------	----------------	-------	-------

別表第一の七の表中八の項を削り、七の項を八の項とし、六の項の次に次のように加える。

	(一) は複合住宅建築物又は 非住宅建築物のうち この項において 「建築物」という （建築物エネルギー 消費性能基準 等を定める省令 （平成二十八年経 済産業省令・国土	
	床面積の合計が三百平方メートル 未満のもの 一件につき 九万八千円	
	床面積の合計が三百平方メートル 以上二千平方メートル未満のもの 一件につき 十七万円	
	床面積の合計が二千平方メートル 以上五千平方メートル未満のもの 一件につき 二十七万九千円	

別表第一の7の表二十二の二の項を削り、別表第一の8の表三十三の三の項低炭素建築物新築等計画認定申請手数料に関する部分の備考4中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同項の次に次のように加える。

七 農産物検査 に係る登録 事務に 関する 登録機 関の 登録 手数料 申請			
登録検査機関の登録 の更新 登録検査機関の変更 登録			
(1) 農産物検査法 （昭和二十六年 法律第四百四十四 号）第三十七條第 四項の種類の又は 同項第五号の農 産物の増加に係る 区域の増加に係る もの	一件につき	三万円	
(2) 農産物検査法 第十七條第四項 第四号の登録の 区分の増加に係 るもの	一件につき	十五万円	

	<p>(二) 準(モ非住宅建築物等 による認定に係 るものを除く。)</p>	<p>交通省令第一号 以下この項にお いて第八号第一 号(2)及び同号 (2)に定める基 礎となるもの による認定に 係るもの限定</p>
<p>床面積の合計が二百平方メートル未満のもの</p>	<p>床面積の合計が二百平方メートル未満のもの</p>	<p>三十九万円</p>
<p>床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの</p>	<p>床面積の合計が二万五千平方メートル未満のもの</p>	<p>八十七万円</p>
<p>床面積の合計が五千方メートル以上のもの</p>	<p>床面積の合計が五千方メートル未満のもの</p>	<p>七十六万三千元</p>
<p>床面積の合計が二千方メートル以上のもの</p>	<p>床面積の合計が二千方メートル未満のもの</p>	<p>五十六万八千元</p>
<p>床面積の合計が二千方メートル以上のもの</p>	<p>床面積の合計が二千方メートル未満のもの</p>	<p>四十六万九千元</p>
<p>床面積の合計が三百平方メートル未満のもの</p>	<p>床面積の合計が三百平方メートル未満のもの</p>	<p>三十万円</p>
<p>床面積の合計が三百平方メートル未満のもの</p>	<p>床面積の合計が三百平方メートル未満のもの</p>	<p>十七万三千元</p>
<p>床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの</p>	<p>床面積の合計が二万五千平方メートル未満のもの</p>	<p>五十六万二千元</p>
<p>床面積の合計が五千方メートル以上のもの</p>	<p>床面積の合計が五千方メートル未満のもの</p>	<p>四十八万五千元</p>
<p>床面積の合計が二千方メートル以上のもの</p>	<p>床面積の合計が二千方メートル未満のもの</p>	<p>三十四万五千元</p>

--

<p>建築物エネルギー消費計画認定申請料</p>

<p>備考</p> <p>1 共同住宅等の建築物全体及び住戸の部分について申請する場合の手数料の金額は、当該共同住宅等の全体の戸数に応じ(四)に定める額とする。</p> <p>2 複合建築物の建築物全体について、複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について、複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について又は複合建築物の建築物全体並びに住戸の部分及び非住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じ(一)又は(二)に定める額と当該複合建築物のうち住戸の部分の戸数に応じ(四)に定める額を合算した額とする。</p> <p>3 (一)に係る申請書に、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十六条</p>	<p>(三) 一戸建ての住宅</p>	<p>(四) 共同住宅等又は複合建築物のうち住戸の部分</p>
	<p>床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 一件につき</p>	<p>申請に係る戸数が四戸以下のもの 一件につき</p>
	<p>四万三千元</p>	<p>申請に係る戸数が五戸以上十五戸以下のもの 一件につき</p>
	<p>五十二万六千元</p>	<p>申請に係る戸数が十六戸以上四十戸以下のもの 一件につき</p>
	<p>三十三万七千元</p>	<p>申請に係る戸数が四十六戸以上のもの 一件につき</p>

第一項の登録建築物調査機関（以下この項において「登録建築物調査機関」という。）が作成した当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下この項において「法」という。）第三十条第一項各号（法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この項において「誘導基準適合証」という。）の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- 一 三百平方メートル未満のもの 八万八千円
- 二 三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 十四万三千円
- 三 二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 十九万九千円
- 四 五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 二十一万八千円
- 五 一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 三十二万五千円

六 二万五千平方メートル以上のもの 三十六万二千元

4 (二)に係る申請書に、登録建築物調査機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- 一 三百平方メートル未満のもの 十六万三千元
- 二 三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 二十七万三千元
- 三 二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 三十八万九千元

-
-
-
-
-
- 四 五千平方メートル以上一万平方米メートル未満のもの 四十四万円
- 五 一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 六十万三千元
- 六 二万五千平方メートル以上のもの 六十七万円
- 5 (三)に係る申請書に、登録建築物調査機関若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項の登録住宅性能評価機関（以下この項において「登録建築物調査機関等」という。）が作成した誘導基準適合証又は知事が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。
- 一 二百平方メートル未満のもの 三万四千元
- 二 二百平方メートル以上のもの 三万八千元
- 6 (四)に係る申請書に、登録建築物調査機関等が作成した誘導基準適合証又は知事が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。
- 一 四戸以下のもの 二十二万七千元
- 二 五戸以上十五戸以下のもの 二十四万九千元
- 三 十六戸以上四十五戸以下のもの 三十一万八千元
- 四 四十六戸以上のもの 四十三万六千元
- 7 2の場合における申請書に、登録建築物調査機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、3又は4の例により算定した額と6

<p style="text-align: center;">(一) 非住宅建築物等 モデル建築物等 による認定に係 るものに限る。</p>	<p>8 の例により算定した額を合算した額とする。 法第三十条第二項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、二十二の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。</p>
<p>床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一件につき 八万七千円</p> <p>床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 一件につき 十五万千円</p> <p>床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 一件につき 二十八万二千円</p> <p>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 一件につき 二十四万三千円</p> <p>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 一件につき 十七万三千円</p> <p>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 一件につき 十四万円</p> <p>床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一件につき 五万円</p> <p>床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 一件につき 八万六千円</p>	

四三三
の十

建 築 工 事
消 費 税
上 算
認 定
事 務
に 関 する
認 定
の 手 続
に 関 する
認 定
の 手 続
に 関 する
認 定
の 手 続

(四) 複 合 住 宅 建 築 物 の 部 分 又 は 共 同 住 宅 等	(三) 一 戸 建 て の 住 宅	(二) 非 住 宅 建 築 物 等 に 係 属 する 建 築 物 の 基 礎 等
<p>申請に係る戸数が四戸以下のもの 一件につき</p> <p>申請に係る戸数が五戸以上十五戸以下のもの 一件につき</p> <p>申請に係る戸数が十六戸以上四十五戸以下のもの 一件につき</p> <p>申請に係る戸数が四十六戸以上のもの 一件につき</p>	<p>床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 一件につき</p>	<p>床面積の合計が二千平方メートル未満のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が五千平方メートル以上一平方メートル未満のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が一平方メートル以上二平方メートル未満のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が二平方メートル以上五平方メートル未満のもの 一件につき</p>
<p>十二万九千円</p> <p>十三万五千円</p> <p>十八万三千円</p> <p>二十五万九千円</p>	<p>二万三千円</p> <p>二万千円</p>	<p>二十万五千円</p> <p>二十八万五千円</p> <p>三十八万二千円</p> <p>四十三万五千円</p>

建築物エネルギー消費性能向上計画変更手数料

備考

- 1 共同住宅等の建築物全体及び住戸の部分について申請する場合の手数料の金額は、当該共同住宅等の全体の戸数に(四)に定める額とする。
- 2 複合建築物の建築物全体について、複合建築物の建築物全体及び住戸の部分について、複合建築物の建築物全体及び非住宅部分について又は複合建築物の建築物全体並びに住戸の部分及び非住宅部分について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に(一)又は(二)に定める額と当該複合建築物のうち住戸の部分の戸数に(四)に定める額を合算した額とする。
- 3 (一)に係る申請書に、登録建築物調査機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。
 - 一 三百平方メートル未満のもの 四万五千円
 - 二 三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 七万二千元
 - 三 二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 十万円
 - 四 五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 十万九千元
 - 五 一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 十六万三千元
 - 六 二万五千平方メートル以上のもの 十八万二千元
- 4 (二)に係る申請書に、登録建築物調査機関が作成した誘導基準適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

-
-
-
-
- 一 三百平方メートル未満のもの 八万二千元
 - 二 三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 十三万七千元
 - 三 二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 十九万五千元
 - 四 五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 二十二万千元
 - 五 一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 三十万二千元
 - 六 二万五千平方メートル以上のもの 三十三万五千元
- 5 (三)に係る申請書に、登録建築物調査機関等が作成した誘導基準適合証又は知事が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。
- 一 二百平方メートル未満のもの 一万八千元
 - 二 二百平方メートル以上のもの 二万円
- 6 (四)に係る申請書に、登録建築物調査機関等が作成した誘導基準適合証又は知事が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。
- 一 四戸以下のもの 十一万四千元
 - 二 五戸以上十五戸以下のもの 十二万五千元
 - 三 十六戸以上四十五戸以下のもの 十六万円
 - 四 四十六戸以上のもの 二十一万九千元
- 7 2の場合における申請書に、登録建築物調査機関が作成した誘導基準適合

	<p>(一) 非住宅建築物 (省令第一号に定める基準による認定に係るものに限る。)</p>	
<p>床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一件につき</p>	<p>床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一件につき</p>	<p>8 法第三十一条第二項において準用する法第三十条第二項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、二十二の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。</p>
<p>床面積の合計が三百平方メートル</p>	<p>床面積の合計が二万五千平方メートル以上のも 一件につき</p>	<p>証の添付がある場合の手数料の金額は、3又は4の例により算定した額と6の例により算定した額を合算した額とする。</p>
<p>十七万三千円</p>	<p>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 一件につき</p>	<p>九万八千円</p>
	<p>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 一件につき</p>	<p>二十七万九千円</p>
	<p>床面積の合計が五平方メートル以上一平方メートル未満のもの 一件につき</p>	<p>三十四万五千円</p>

(四) 共同住宅等	(三) 一戸建ての住宅	(二) 非住宅建築物 (省令第一号第一項第一号に定める基準による認定に係るものを除く。)
<p>申請に係る戸数が四戸以下のもの 一件につき</p> <p>申請に係る戸数が五戸以上十五戸以下のもの 一件につき</p> <p>申請に係る戸数が十六戸以上四十戸以下のもの 一件につき</p> <p>申請に係る戸数が四十六戸以上のもの 一件につき</p>	<p>床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 一件につき</p>	<p>以上二千平方メートル未満のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 一件につき</p> <p>床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 一件につき</p>
<p>二十万三千円</p> <p>二十六万九千円</p> <p>三十三万七千円</p> <p>三十六万三千円</p>	<p>三万九千円</p> <p>四万三千円</p>	<p>三十万円</p> <p>四十六万九千円</p> <p>五十六万八千円</p> <p>七十六万三千円</p> <p>八十七万円</p>

建築物のエネルギー消費性能に係る手数料

	もの 一件につき	五十二万六千円
<p>備考</p> <p>1 複合建築物について申請する場合の手数料の金額は、当該複合建築物のうち非住宅部分の床面積の合計に応じ(一)又は(二)に定める額と当該複合建築物のうち住戸の部分の戸数に応じ(四)に定める額を合算した額とする。</p> <p>2 (一)に係る申請書に、登録建築物調査機関が作成した当該申請に係る法第二条第三号に掲げる基準に適合していることを証する書類(以下この項において「適合証」という。)又は知事が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>一 三百平方メートル未満のもの 八万八千円</p> <p>二 三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 十四万三千円</p> <p>三 二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 十九万九千円</p> <p>四 五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 二十一万八千円</p> <p>五 一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 三十二万五千円</p> <p>六 二万五千平方メートル以上のもの 三十六万二千元</p> <p>3 (二)に係る申請書に、登録建築物調査機関が作成した適合証又は知事が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額と</p>		

する。

- 一 三百平方メートル未満のもの 十六万三千元
- 二 三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 二十七万三千元
- 三 二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 三十八万九千元
- 四 五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 四十四万千元
- 五 一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 六十万三千元
- 六 二万五千平方メートル以上のもの 六十七万円

4 (三)に係る申請書に、登録建築物調査機関等が作成した適合証又は知事が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- 一 二百平方メートル未満のもの 三万四千元
- 二 二百平方メートル以上のもの 三万八千元

5 (四)に係る申請書に、登録建築物調査機関等が作成した適合証又は知事が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる申請に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- 一 四戸以下のもの 二十二万七千元
- 二 五戸以上十五戸以下のもの 二十四万九千元
- 三 十六戸以上四十五戸以下のもの 三十一万八千元
- 四 四十六戸以上のもの 四十三万六千元

一戸建ての建築物	(二) 増築又は改築			(一) 新築 一戸建ての建築物 (専ら人の居住の用に供するものに限る。以下この項において同じ。)		一戸建ての建築物 (専ら人の居住の用に供するものに限る。以下この項において同じ。)	
一件につき		床面積の合計が三万平方メートルを超えるもの 一件につき	床面積の合計が三万平方メートルを超えるもの 一件につき	一件につき		一件につき	
七万三千円		三百五十九万五千円	三百五十九万五千円	四万八千円		四万八千円	
		を		に		を	

別表第一の8の表二十九の項長期優良住宅建築等計画認定申請手数料に関する部分中

6 1の場合における申請書に、登録建築物調査機関が作成した適合証又は知事が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、2又は3の例により算定した額と5の例により算定した額を合算した額とする。

に関する法律（平成十一年法律第八十一号）を、「(一)に係る申請書に、住宅の品質確保の促進等に関する法律」に改め、同備考2中「住宅の品

床面積の合計が百平方メートル以下のもの	一件につき	七万三千円
床面積の合計が百平方メートルを超え五百平方メートル以下のもの	一件につき	十七万千円
床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの	一件につき	二十七万三千円
床面積の合計が千平方メートルを超え二千五百平方メートル以下のもの	一件につき	五十四万円
床面積の合計が二千五百平方メートルを超え五千平方メートル以下のもの	一件につき	九十六万七千円
床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のもの	一件につき	百六十六万二千円
床面積の合計が一万平方メートルを超え二万平方メートル以下のもの	一件につき	三百七万六千円
床面積の合計が二万平方メートルを超え三万平方メートル以下のもの	一件につき	四百二十九万九千円
床面積の合計が三万平方メートルを超えるもの	一件につき	五百二十九万三千円

に改め、同部分の備考1中「住宅の品質確保の促進等

質確保の促進等に関する法律」を「(一)に係る申請書に、住宅の品質確保の促進等に関する法律」に改め、同備考中4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

3 (二)に係る申請書に適合証の添付がある場合の手数料の金額は、一戸建ての建築物にあつては六万四千円を、一戸建ての建築物以外の建築物にあつては次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ次に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- 一 百平方メートル以下のもの 六万四千円
- 二 百平方メートルを超え五百平方メートル以下のもの 十五万三千円
- 三 五百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの 二十四万千円
- 四 千平方メートルを超え二千五百平方メートル以下のもの 四十九万四千円
- 五 二千五百平方メートルを超え五千平方メートル以下のもの 八十八万千円
- 六 五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のもの 百五十一万四千円
- 七 一万平方メートルを超え二万平方メートル以下のもの 二百八十三万二千円
- 八 二万平方メートルを超え三万平方メートル以下のもの 四百九万九千円
- 九 三万平方メートルを超えるもの 五百七万三千円

別表第一の8の表三十九の項長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料に関する部分中

住宅の構造又は設備
に変更が生ずるもの

一件につき

長期優良住宅建築等計画
認定申請手数料に関する
部分の備考3及び4の規
定を適用しないものとし
て計算した場合における
長期優良住宅建築等計画
認定申請手数料の金額の
半額

を

(一) 新築

長期優良住宅建築等計画
認定申請手数料に関する

	住宅の構造又は設備 に変更が生ずるもの	(二) 増築又は改築		住宅の構造又は設備 に変更が生ずるもの
変更に係る戸数が一戸のもの 一件につき 変更に係る戸数が二戸以上五戸以下のもの 一件につき 変更に係る戸数が六戸以上十戸以下のもの 一件につき 変更に係る戸数が十一戸以上二十	一件につき	変更に係る戸数が二百一戸以上のもの 一件につき	変更に係る戸数が三百一戸以上のもの 一件につき	一件につき
二万九千円 一万八千円 一万円	長期優良住宅建築等計画 認定申請手続に 部分の備考4及び5の 定算した場にもおける 増築又は改築に係る長期 優良住宅建築等計画の 申請手数料の半額	十八万八千円	十八万八千円	部分の備考4及び5の規 定を適用した場合における 認定申請手数料 新築に係る長期優良住宅 建築等計画の半額 料金の半額

に改め、同部分の備考1中「住宅」を「(一)に係る申請

を に

住宅の構造及び設備 に変更が生じないもの	五戸以下のもの	一件につき	四万八千円
	変更に係る戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの	一件につき	七万六千円
	変更に係る戸数が五十一戸以上百戸以下のもの	一件につき	十一万五千円
	変更に係る戸数が百一戸以上二百戸以下のもの	一件につき	十九万五千円
	変更に係る戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	一件につき	二十四万八千円
変更に係る戸数が二百一戸以上のもの	一件につき	二十八万二千円	

において、「住宅」に改め、同備考3中「備考4」を「備考5」に改め、同備考中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 (二)に係る申請において、「住宅」の構造及び設備に変更が生じない場合であつて、適合証が添付されているときの手数料の金額は、次に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- 一 一戸のもの 五千円
- 二 二戸以上五戸以下のもの 九千円
- 三 六戸以上十戸以下のもの 一万三千円
- 四 十一戸以上二十五戸以下のもの 二万五千円
- 五 二十六戸以上五十戸以下のもの 三万三千円
- 六 五十一戸以上百戸以下のもの 四万千円
- 七 百一戸以上二百戸以下のもの 七万三千円

八 二百一戸以上三百戸以下のもの 九万八千円
九 三百一戸以上のもの 十二万二千円

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一の5の表十四の項の改正規定及び別表第一の7の表二十二の二の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

山口県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十号

山口県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

山口県道路占用料徴収条例（昭和二十九年山口県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（占用料の額の最低額の下限の額）

第六条 法第三十九条の二第五項の条例で定める額については、第二条第一項及び前条の規定を準用する。この場合において、同項中「法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をした占用の期間又は電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をした占用することができる期間（当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）（以下「占用の期間等」という。）に相当する期間」とあるのは、「法第三十九条の二第一項に規定する入札対象施設等の種類その他の事項を勘案して知事が定める期間」と、前条中「その占用料の全部又は一部を減免する」とあるのは、「次条において準用する第二条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する額の範囲内において別に占用料の額の最低額の下限の額を定める」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十一号

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例

山口県資金積立基金条例（昭和六十年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表山口県地域経済活性化・雇用創出臨時特例基金の項、山口県介護基盤緊急整備等臨時特例基金の項、山口県介護職員処遇改善等臨時特例基金の項、山口県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の項及び山口県消費者行政活性化基金の項を削る。

附 則

この条例は、平成二十八年三月三十一日から施行する。

山口県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十二号

山口県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

山口県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「十万分の四十四」を「零」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十三号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八章 指定療養通所介護（第三十九条―第四十四条）」を「第八章 削除」に改める。

第三十三条中「次章に規定する指定療養通所介護を除く。」を削る。

第八章を次のように改める。

第八章 削除

第三十九条から第四十四条まで 削除

第九十条第一項中「指定通所介護事業所」の下に「指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護の事業を行う事業所をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十四号

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第四項中「をいう。」の下に「又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業を行う者をいう。）を」と指定通所介護の下に「又は指定地域密着型通所介護」を加え、「を満たす」を「又は市町条例に規定する基準（指定地域密着型通所介護に係る部分に限る。）を満たす」に改める。

第三十五条第四項中「、第三十五条第一項」を「、第三十五条第一項」と、「市町条例」とあるのは「法第七十八条の四第二項の規定により市町が定める条例」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（指定介護予防通所介護に関する経過措置）

2 平成二十九年三月三十一日までの間において、改正後の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第三十四条第四項の市町条例（指定地域密着型通所介護に係る部分に限る。）が施行されるまでの間における当該市町に所在する指定介護予防通所介護事業所において行われる指定介護予防通所介護の事業についての同項の規定の適用については、同項中「市町条例」とあるのは、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）」とする。

3 平成二十九年三月三十一日までの間において、改正後の条例第三十五条第四項において読み替えて準用する改正後の条例第三十四条第四項に規定する市町条例（指定地域密着型通所介護に係る部分に限る。）が施行されるまでの間における当該市町に所在する指定介護予防通所介護事業所において行われる指定介護予防通所介護の事業についての改正後の条例第三十五条第四項の規定の適用については、同項中「法第七十八条の四第二項の規定により市町が定める条例」とあるのは、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）」とする。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十五号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第一項中「をいう。」の下に「又は指定地域密着型通所介護事業者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十八条の四第一項及び第二項の規定により市町が定める条例（以下「市町条例」という。）に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）を加え、同条第二項中「介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十八条の四第一項及び第二項の規定により市町が定める条例（以下「市町条例」という。）を「市町条例」に改める。

第六十四条中「を行う者」を削り、「第六十二条第一項」を「第六十二条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第六十四条において準用する前項」と読み替えるものとする。

第六十五条中「を行う者」を削り、「第六十二条第一項」を「第六十二条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第六十五条において準用する前項」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十九年三月三十一日までの間において、改正後の指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第六十二条第一項に規定する市町条例（指定地域密着型通所介護に係る部分に限る。）が施行されるまでの間における当該市町に所在する事業所において基準該当障害福祉サービスの事業を行う者についての同項（同条例第六十四条又は第六十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十八条の四第一項及び第二項の規定により市町が定める条例（以下「市町条例」という。）」とあるのは、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働

省令第三十四号)とす。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十六号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年山口県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項第五号、第三十九条第九号及び第六十一条第八号中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県条例第二十七号

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年山口県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第七項中「指定通所介護事業者をいう。」の下に「又は指定地域密着型通所介護事業者(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十八条の四第一項及び第二項の規定により市町が定める条例(以下「市町条例」という。)に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(」を、「指定通所介護をいう。)(」の下に「又は指定地域密着型通所介護(市町条例に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(」を、「には、当該指定通所介護」の下に「又は指定地域密着型通所介護」を、「指定通所介護事業所をいう。)(」の下に「又は当該指

定地域密着型通所介護を行う指定地域密着型通所介護事業所（市町条例に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）を、「当該指定通所介護事業所」の下に「又は指定地域密着型通所介護事業所」を加え、同条第八項中「介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十八条の四第一項及び第二項の規定により市町が定める条例（以下「市町条例」という。）」を「市町条例」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十九年三月三十一日までの間において、改正後の指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第三十八条第七項に規定する市町条例（指定地域密着型通所介護に係る部分に限る。）が施行されるまでの間における当該市町に所在する事業所において指定地域密着型通所介護の事業を行う者についての同条の規定の適用については、同項中「介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十八条の四第一項及び第二項の規定により市町が定める条例（）」とあるのは「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。）」と、「市町条例」とあるのは「省令」とする。

山口県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第二十八号

山口県立都市公園条例の一部を改正する条例

山口県立都市公園条例（昭和四十八年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二維新百年記念公園の項陸上競技場に関する部分の備考中(七)を(八)とし、(六)を(七)とし、(五)を(六)とし、(四)の次に次のように加える。

(五) アマチュアスポーツ以外のスポーツに使用する場合は利用料金の基準額は、三十二万八千七百円を前記の利用料金の基準額に加算した額とする。

別表第二維新百年記念公園の項補助陸上競技場に関する部分の備考の(二)及び同項テニス場に関する部分の備考中「備考」の下に「(一)から(四)

まで及び(六)から(八)まで」を加え、同項球技場に関する部分の備考中「及び」を「(一)から(四)まで及び(六)から(八)まで並びに」に改め、同項ラグビー・サッカー場に関する部分の備考中「備考」の下に「(一)から(四)まで及び(六)から(八)まで」を加え、同項多目的広場に関する部分の備考中「及び」を「(一)から(四)まで及び(六)から(八)まで並びに」に改め、同項スポーツ文化センターに関する部分の備考の(二)中「(六)及び(七)」を「(七)及び(八)」に改め、同項弓道場に関する部分の備考の(一)中「備考」の下に「(一)から(四)まで及び(六)から(八)まで」を加え、同項野外音楽堂に関する部分の備考の(一)中「(六)及び(七)」を「(七)及び(八)」に改め、同表萩ウエルネスパークの項多目的広場に関する部分の備考中「(六)まで及び」を「(四)まで、(六)及び(七)並びに」に改め、同項多目的体育館に関する部分の備考の(一)中「(六)及び(七)」を「(七)及び(八)」に改め、同備考の(三)中「(五)」を「(六)」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

山口県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第二十九号

山口県建築基準条例の一部を改正する条例

山口県建築基準条例（昭和四十七年山口県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「（主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られたものに限る。）」を削り、「第二百二十九条の二第二項」を「第二百二十九条第二項」に改め、「確かめられたもの」の下に「（主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られた建築物の階に限る。）」を加え、同条第四項中「（主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られたものに限る。）で」を「のうち」に改め、「第二百二十九条の二の二第二項」を「第二百二十九条の二第三項」に改め、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、「確かめられたもの」の下に「（主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られたものに限る。）」を加える。

附則

この条例は、平成二十八年六月一日から施行する。

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第三十号

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例

山口県工業用水道条例（昭和三十七年山口県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二末武川工業用水道の項を次のように改める。

末武川工業用水道			
特定使用料金	特定料金	使用料金	基本料金
使用料金の料率	基本料金の料率	四円三十銭	十七円四十銭

別表第一富田・夜市川工業用水道の項を次のように改める。

富田・夜市川工業用水道			
特定使用料金	特定料金	使用料金	基本料金
使用料金の料率	基本料金の料率	四円三十銭	十七円四十銭

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

山口県立美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第三十一号

山口県立美術館条例の一部を改正する条例

山口県立美術館条例（昭和五十四年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号中八を二とし、口の次に次のように加える。

八 第三企画展示室

第十四条第一項第五号中、「同条第一号八及び第二号口に掲げる」を削る。

第十七条第一項中、「第八条第一号八及び第二号口」を「第八条各号」に改める。

別表の二の項中、「二万五千五百五十円」を「三万三千四百五十円」に、

第二企画 展示室	一日につき	一万四千四百四十円	を
第二企画 展示室	一日につき	一万七千六百六十円	に、「三万千四百四十円」を「四万千四百五十円」に改める。
第三企画 展示室	一日につき	二万四千八百十円	

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

山口県部制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

山口県知事 村岡嗣政

山口県条例第三十二号

山口県部制条例の一部を改正する条例

山口県部制条例（昭和三十一年山口県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「商工労働部」を「商工労働部 観光スポーツ文化部」に改める。

第二条第二号(六)及び(七)を削り、同条第六号中(二)を削り、(三)を(二)とし、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の号を加える。

七 観光スポーツ文化部

- (一) 観光に関する事項
- (二) 国際交流に関する事項
- (三) スポーツの推進及び地域文化に関する事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

2 山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。
別表第一の6の表中十七の項から十九の項までを削り、二十の項を十七の項とし、二十一の項を十八の項とし、同表の次に次の一表を加える。

6の2 観光スポーツ文化部関係使用料手数料

項 類	公の施設又は事務の種類	名 称	区 分	単 位	金 額

一	二
通訳案内士の登録に関する事務	旅行業等の登録に関する事務
通訳案内士の登録申請等手数料	旅行業等登録申請手数料
通訳案内士の登録 訂正又は再交付	旅行業の登録 旅行業の登録の更新 旅行業の変更登録 旅行業者代理業の登録
一件につき 一件につき	一件につき 一件につき 一件につき 一件につき
五千二百円 四百円	二万三千五百円 一万七千三百円 一万二千二百円 一万五千三百円

(山口県スポーツ推進審議会条例の一部改正)

3 山口県スポーツ推進審議会条例(昭和三十七年山口県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第六条中「総合企画部」を「観光スポーツ文化部」に改める。

平成二十八年三月十五日
印刷

発行
行人所

山口県
知事
事庁